

令和4年度 南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第2号）

招集年月日 令和 4年 4月 4日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 4年 4月 4日

開 議 令和 5年 3月16日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：（12番）木佐貫 徳和 君 （1番）後藤 道子 君

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
 （書記）土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中村喜寿君
副 町 長	竹野洋一君	経 済 課 長	新保哲郎君
教 育 長	山崎洋一君	教育振興課長	浜田幸夫君
総務課長	熊之細等君	税 務 課 長	畦地明浩君
支 所 長	坂口達郎君	建 設 課 長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	建設課技術統括監	竹野広美君
企画課長	相羽康徳君	町民保健課長	上大川秋広君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
		総務課係長	原 琢 磨 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和5年 3月16日 午後 3時44分

議 事 日 程

日程第 1

一 般 質 問

▼ 開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

▼ 日程第1 一般質問

議長（松元勇治君）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。まず、後藤道子さんの発言を許します。

[1 番 後藤 道子 さん 登壇]

1 番（後藤道子さん）

おはようございます。

国は、3月13日から屋内・屋外を問わず、マスクの着用が個人の判断に委ねられました。5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針です。この3年間は色々な制限の中での生活でしたが、やっと日常の生活が戻ってきます。これまで出来なかった調査などを積極的に行い、町民の負託に応える議員を目指して全力で取組みたいと思います。

そこで、農業は本町の基幹産業の一つであるとともに、国内の食料供給基地の一翼を担っています。しかし、農業従事者の高齢化や、全体的な担い手不足により、様々な問題が生じています。特に農業労働力の低下や耕作放棄地の拡大などが深刻化しています。

このような状況下で、農業公社設立の準備を経て任意団体として令和5年度よりスタートされると施政方針の中で述べられました。

そこで、今回1問目は農業公社設立について伺います。

①項目、農業公社設立に向けた準備の進捗状況を伺います。

②項目は、農業公社を設立されて、具体的にどのような施策をされるのか伺います。

③項目は、農業公社の体制について伺います。

次に2問目は、空き家対策について伺います。

国は、令和5年3月3日「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。本町においても空き家は年々増加傾向にあると思います。

そこで、①項目、現在の空き家の数を伺い、②項目は、総合振興計画の重点戦略の取組みとして、住宅への支援が位置づけられていますが、具体的な施策内容とその効果についてどのように捉えているのか伺います。

③項目に、今後も増え続ける空き家の対策をどのようにされるのか伺います。

以上、2問⑥項について質問いたします。これで、壇上からの質問を終わります。

町長（石畑博君）

おはようございます。本日の一般質問、よろしく申し上げます。

それでは、後藤道子議員の第1問、「農業公社設立について」の第①項「農業公社設立に向けた準備を進めていくと施政方針の中で述べられたが進捗状況を伺う」とのご質問でございます。

農業公社の設立に向けて、令和3年度に設立構想委員会を2回開催し、本年度におきましては、設立準備委員会として4回開催し、内容協議を行ってきております。

これまで、設立準備委員会におきまして、承認を頂いている事業内容を、順次進めながら、農家の方々の利便性・農家支援を第一とした施策に取り組んでまいりたいと考えております。

1 番（後藤道子さん）

私は令和3年の9月の一般質問でも、公社設立の施策はということで質問をいたしました。その時に農作業受託と、農地の流動化・研修事業などが主な事業だというふうに答弁をされました。この中で、移住定住の方が増えるような形の公社を目指すとの町長の答弁でしたが、今のこの準備の段階でアンケート調査を令和3年の10月に実施をされているというふうに聞いております。

10月に実施を111件の方を対象に行われて、令和3年12月に回収をされたのが23人で、回収率が20.7%です。なぜ少なかったのか。この2割の方々のアンケートの内容をどのように捉えていらっしゃるかお伺いします。

町長（石畑博君）

数については、もう結果だと思います。内容については、担当課長に説明させます。

経済課長（新保哲郎君）

アンケートの対象者につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、そして認定農業者協議会役員、畜産振興会役員、そして中山間集落協定の代表者の方、また新規就農者の方々、様々な方々を抽出してアンケート調査しております。

アンケートの内容につきましては、農家担い手の確保、営農相談支援、農地の活用、その他全般と項目を分けてそれぞれ回答いただいております。基礎調査ではなく意見徴収という観点では、大変参考になる内容であったと考えております。

1 番（後藤道子さん）

私の捉え方は、先ほど町長は答弁の中で回答の件数ではないというふうに答弁をされましたが、しかし、農業公社とはどのようなことをするのであるかというその中で、町民に調査をしてその2割の方が回答をされたということでは、その関心度が2割の方しかないのではないかというふうに私は捉えたのですが、事務局としてはその辺りはどのように捉えてらっしゃいますか。

周知はされてその中でこのアンケートの2割の結果というのはそこまで重要視されていないということでしょうか。

町長（石畑博君）

数字はそういうことですけれども、日常私が地域を回る中で、直接的に圃場の中で聞いたり、色んなこれまでの移住・定住された方とか、特に3月4月というのはじゃがいも等収穫時農家の方々も圃場場等にいらっしゃいますので、そういった部分でお話をいっぱい聞いている中で、あえてとにかくアンケートというのは煩わしいものですから、回答をされなくともそういったご意見として賜っております。

ただ結果として、数字はアンケートでは2割そういった数字だったということでありまして、そのみで判断したというわけでありませぬのでそこはご理解いただきたいと思ひます。

1 番（後藤道子さん）

そのような捉え方でいらっしゃるのであれば今の現在の進捗状況は分かりました。

では次に、②項目の答弁をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第1問第②項、「農業公社を設立されて、具体的にどのような施策をされるのか伺う」とのご質問でございますが、設立準備委員会で承認されました、次の事業を、令和5年度より取り組んでまいります。

事業内容におきましては、当初段階で行うことと設定しておりました、営農相談等を中心とした総合相談支援事業、熱帯果樹施設の活用などの就農者育成支援事業、スマート農業の推進に向けた農家経営支援事業、耕作放棄地対策にかかわりますラジコン草刈り機等の活用など地域農業の持続性確保支援事業について先行して進めてまいりたいと考えております。その後、設立準備委員会で承認頂いております事業を年次的に進めていくということとなります。

1 番（後藤道子さん）

今町長の答弁の中で、営農の経営支援、あと、スマート農業の推進というようなことをメインとして最初に行うということの答弁だったんですが、今まで農家の方々に営農支援とかそういうことはやってきてらっしゃったと思うんですが、その中でこの農業公社にそれを移されて、今までと違うその支援方法、支援対策というのは、どのような支援対策を考えていらっしゃるか伺います。

町長（石畑博君）

今議員がおっしゃいましたような事業については、既にもう経済課で完成している部分で動いている事業等もあります。

そういった中で、今、ICT、IOTを活用した温度管理とか、そしてまた、ラジコン等の草刈り機、そしてまた、ドローン等による薬剤散布、こういったのが非常に大きく農業のやり方も変わってこようとしております。

その中では、本来このすべてを移すんじゃなくて、まずは任意組織として活動をしていきつつ、必要による部分については移したり、今のままの現状で農家そしてまた移住・定住等の支援の方々に現状が良ければ現状のままにしていまして、基

本的には、JA等が担っていただけない部分のそういった事業内容等についてはまずはスタートをしていって、どうしても経済課との提携はもう必須でありますので、必須をする中で運用をしていきながら事業を移す移さないはまたそれぞれの関係の委員の方々のご意見を聞いて、今後、皆さん方から利活用しやすい公社になるような方向性に結びつけていきたいという今考えでございます。

1 番（後藤道子さん）

少しちょっと理解しがたいところがあるんですが、今経済課の中でやれてる事業で、それを農業公社に移すのもあれば移さないでそのまま継続していくというような答弁に取ってよろしいでしょうか。

そうすると、一番聞きたいのはその農業公社では、この事を一番に施策として考えているというのはどういう部分でしょうか。

町長（石畑博君）

もともとのスタートが、そもそも経済課で農業支援というのは取り組んでおりますけれども、経済課で出来ない部分があったり、そしてまた今佐多大泊にありますハウスがあります。これはもう2年3年前に建てられたわけですがけれども、ここを経済課が町が独自にするわけにはいきませんので、その中ではこれまで地域おこし協力隊等が担ってきたところでありまして、なかなかうまく人のやりくりが出来ていないと。現状では今経済課職員がすることでそれがネックになっているところであります。

そういったことも含めた部分と、農家の方々が、例えば、今俗にいうドローンでの薬剤散布とか、そういった部分については、「早よしっくり」というご意見が非常に多いものですから、今回、もう任意組織としてスタートをしていくべきじゃないかという設立準備委員会等のご意見もありまして、今回まずはスタートする部分もそういった部分に区分して出しております。

さっきおっしゃった経済課の分を移す移さないというのは提携をしていきますので、どっちみち今の段階では事務局長を経済課長が兼務ということの考えでおりますので、そういったご理解をしていただければというふうに思います。

1 番（後藤道子さん）

今、農業公社の準備の中に各経済課の関わりのある各種団体がありますよね。野菜部会だったりとか畜産部会とかそういう部会の方々には、この農業公社の設立の具体的な説明とかそういうのを開かれたということはあるのでしょうか。

町長（石畑博君）

そういった方々を集めた会議の中で説明して、そういった方々からご意見を賜って、こういった今の設立という結果に至っております。

1 番（後藤道子さん）

では、そういう農家の方々の意見が農業公社設立をすすめているというふうに私は理解してよろしいのでしょうか。

町長（石畑博君）

そのとおりでございます。

1 番（後藤道子さん）

今、農業公社の中の最初に始める施策を言われましたけれども、この具体的な施策をやるに当たっても一番のうちの町のネックは、農業者の高齢化、それと担い手不足というふうなことが一番に挙げられるというふうに考えます。

このことに対しては、その農業公社設立に当たって、農業公社としてその辺りはどのように考えてらっしゃいますか。すすめるにあたって。

町長（石畑博君）

まさに原点は、私がずっとご意見を農家の方々に伺う中では、「もう歳取ったど」と、「もう前んごちゃ出来んよ」とおっしゃった中では、省力化作業とか農家の同じく収入を得るためには、そういった経営的な部分も変えていかないといけないということでは、今公社としてできることをしていかないと、JAで担っていけない部分についてを今考えているところでありまして、高齢者の支援というのは、今いらっしゃる後継者の方、こういった方々は色んな部分を画期的にやられております。

ただ、今70歳を超えていらっしゃるそういった農家の方々も、「まだおいどんも気張ったど」とおっしゃれば、そういった方々への支援というのは、俗にいう今さっき申し上げましたドローン等の薬剤散布、「これが一番じゃねえ」とおっしゃっていただいております。

そしてまた、これには特用林産物シキミ等のそういった部分にも何とか活用させられあならんかという要望もいただいておりますので、今いらっしゃる方々を大事にしていって、農家の方々が営農の部分が楽になっていけば、そういった部分を目指すのが他で出来ない部分を公社で担うという考え方でございます。

1 番（後藤道子さん）

まさしくそれが理想とするうちの町の農業の進め方ではないかというふうに考えております。

その中で、今後うちの町も人口減少、そういう農業に携わる方の高齢化、それと人員不足によってその生業が出来なくなるような状況というのもあると思います。

その中で、今去年の10月に私ちょっと研修をさせていただいたんですが、農水省の農村RMO、農村型地域運営組織というのがあるんですが、こういうのを取り入れて、今後その農業公社あたりがこういうのを進めてこの辺りをする方向、施策などは考えられませんか。

町長（石畑博君）

RMOの研修は私も行きましたし後藤議員も行かれておりますので、共通な情報をいただいていると思います。可能な限り国策としての今この第一次産業とか農業等についての支援はありますので、関係の対象の方々にそういったご案内をさせていただいた時に、「よし、やろや」ということであればそれには当然やっていくべきであって、当然、町経済課が窓口となって取り組むべきだというふうには考えております。

1 番（後藤道子さん）

町長が施政方針の中で、特定地域づくり協同組合制度の検討もするというふうなことを述べていらっしゃいます。

これは私が令和3年度の9月の一般質問をした際にもこういう制度があるということで質問させていただいたんですが、これも非常に良い制度でありますので、この辺りを農業公社で進められればどうかなというふうに考えていらっしゃいますけど、この特定地域づくり協同組合の制度はどこがされるんでしょうか。

町長としては、経済課でこの事業は考えていらっしゃるのかその辺りお伺いします。

町長（石畑博君）

特定地域づくり協同組合は民間組織ですので、窓口としては役場企画課であります。国が半分労務費の手だて等をしてくれますので良い事業ではありますけれども、ただ、それに加入される事業者が4事業者以上あって出資金もいるということから、県内でも動いてはおりますけれども、実現に至った部分もありますけれども、実現に至った場所でも今度は業務、受託を探すという部分で苦勞されている部分もあります。半分国、4分の1が市町村、残りをその出資者として参加される企業・農家・事業体等が出資する事業体で、極端な雇用も出来ないところであって、今度は業務がそれだけ発生してうまく回転していくかという部分では、なかなか今それぞれの自治体でもされておりますけども苦慮されてる部分もあるやには聞いております。

1番（後藤道子さん）

今答弁の中でも出ましたが、組合組織なのでその分で利用者の料金が2分の1で、交付税が4分の1、あと、特例交付税が8分の1で、県が8分の1というふうなことで、これを設立支援に対する特別交付税措置などの半分2分の1ございますので、もしそういう地域でされる方がいらっしゃるのであれば、それもこの農業公社あたりで推進するというような形を取っていただければというふうに考えます。

あと、次に、今うちの町である中山間地域等の直接支払い交付金制度、これと多面的機能支払い交付金事業、これが活動されている組織があるんですが、国・県の補助金制度で書類の作成が困難なために利用者が増えていかないというふうに、町民の方からも良い制度けれどもこれがちょっと難しいのでなかなか出来ないというように聞いております。この辺りも農業公社の中で支援されるような考えはないでしょうか。

町長（石畑博君）

中山間の直接払いと、今おっしゃいました多面的な機能のその組織の在り方については、今現状ではそれぞれの地域で活動をしていただいておりますけれども、例えば、その地域にJAのOBとか、役場OBがいるところは機能しております。

ただ、そういった環境にない地域においては、もう事務をすつとがおらんということで、もう廃止をされたところもあって、非常にもったいない制度でございます。

そういったことから、今国も対象事業に対する費用の数%という手数料を自治体とかそういった今言っております公社等が受託を受けてすることを推奨しておりますので、今回の農業公社についてもその事については受託事業としてはしていく考えであります。

1 番（後藤道子さん）

非常に望ましいと思います。そういうことがしていただけるのであれば、まだ他の地域にもこれが広がっていくというふうに考えますので、そこは是非進めていただきたいと思います。

では次に、③項目、農業公社の体制について伺います。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第1問第③項「農業公社の体制について伺う」とのご質問でございます。準備委員会におきまして、承認頂いている取り組みを順次行い、令和5年4月1日より、法人格を有しない、任意団体としての農業公社として、先ずはスタートをさせていきたいと考えております。

人員体制としましては、事務局長1名、総務グループ2名、業務グループ3名の計6名において運営していく方針であります。

なお、業務グループにおきましては、地域おこし協力隊2名を採用する予定であります。主な業務内容としまして、公社における事業計画や、関係機関との連絡調整、また、熱帯果樹施設等での研修及び管理・運営などが、主な業務内容となります。

1 番（後藤道子さん）

今、地域おこし協力隊を2名今回この農業公社のほうでということですが、地域おこし協力隊は一応3年間というふうに決まっております、その後3年終わった後は、地元で起業をするなり就農をするなり何らかの目的を持ってされていますが、この農業公社での地域おこし協力隊のこの2名の方は、3年後はどのような方向性で考えていらっしゃるのでしょうか。

町長（石畑博君）

地域おこし協力隊自体が地方にこうしてそれぞれが目的の部分にこうして居住されて活動されますけれども、その方々が3年後においては、その地域に居住、そしてまた永住・定住という部分が一番基本でございます。

募集要項の中でもそういった部分を含めた形で募集をしております、そういった対象の方々が今お一人はもう決まっております。お一人は今内定中でございます。

1 番（後藤道子さん）

過去にもうちの町は、地域おこし協力隊が3年間ではなくその途中でやめて帰られるというようなことが起こっております。十分にこの地域おこし協力隊を採用されるに当たっては、十分話し合いをされて、どういう目的で、どういう内容のことをするというのを理解していただいて体制づくりはやっていただきたいというふうに考えます。

途中で自分が思っていた地域おこし協力隊の活動が出来ないというふうなふうになるようであれば、この事業としては成り立たないというふうに考えます。

そこ辺りは十分検討をされて、本人の意思を十分くみ取って、3年後定住されるような形を取っていただきたいというふうに考えます。

また、この農業公社の体制で営農指導員の確保もやっていかないといけないのではないだろうかと考えます。この辺りはどのように考えてらっしゃいますか。

町長（石畑博君）

営農指導員については、非常に苦慮しているところであります。そしてまた、畜産の指導員、農業の指導員、なかなかもともとの数が少ない中で役場にだけ引っ張ってくるというのも如何なものかということで、JA等からも非常に苦情をいただいているところであります。

指導員としては町に位置づけするんじゃないくて、地域の農業を指導するという立場では町全体への効果があることから、JAとか、そしてまた農政普及課、県のですね、また役場でもですけども、一体となった今ある技連会を町全体への指導の在り方として今も活動はしているところであります。

そういった中で、なかなかこれまでも農業の指導員としての募集もしておりますけれども、なかなか受け手の方々、募集にも応募がないというそういった部分であります。

特に、町が経験者優遇という部分では特にこの厳しい雇用、採用環境もあるところで、これが実態でございます。

1 番（後藤道子さん）

営農指導は経験がなければ出来ないことであって、今後は、やはりうちのJAとの連携を深めるとか、地域振興局のほうにもそういう専門の方がいらっしゃいますので、その辺りと提携をされてこの農業公社のほうで指導を仰ぐということは出来ないのでしょうか。

町長（石畑博君）

詳細については、経済課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

今ございましたその営農指導の関係でございますが、公社に営農指導員がそこに配属することが一番理想的ではあるんですけども、今の段階ではそこにすぐに配属するのは厳しい状況でありますので、そこで公社としてはワンストップ的な窓口、ワンストップ窓口的な形でその関係機関、JA、そして振興局、それぞれの連携を深めて、そういった技術指導関係につきましましては対応をしていきたいというふうに考えております。

1 番（後藤道子さん）

一番大事な部分だというふうに考えますので、その辺りは十分連携を取っていただいてやっていただきたいというふうに思います。

最後に、この1問目の最後に、町長が本町の農業振興ビジョンにおいて温故創新の農業改革と農業の理念としているというふうに言われております。

町長が農業公社への想い、選挙のときの公約でもあります。どのような想いを持ってこの農業公社設立をされるのか、最後に伺って1問目を終わりたいと思います。

町長（石畑博君）

話が長くなるような気がするんですけど、人口減少の中に特に今、今回も一般質問等で色々ご質問いただいておりますけれども、地域の活性化とか地域の方々が困らない地域づくりという部分をしたときに、その地域に農家の方、消防団員もですけども、農家の方がいる地域は活動活性化が見えるんですね。

極端な言い方をすると、勤め人ばかりのところとすると、農家の多い地域は活性化というかその自治会が活動の部分が非常に活発になります。

そうすると、やはりうちの町としては一番の主要産業は第一次産業ですので、農家の方々を大事にして、これまで頑張ってきていらっしゃる農家の方々、今の70代の方々も農業委員会の会議等でも話が出るんですけども、まだまだ元気だということをおっしゃる中では、農業の在り方も変わってはきておりますので、変わった中でも新たな農業形態という部分に、なかなか今の年を取られたご高齢の方がなじみにもなかなかですので、「もうおいどま今んままいっと気張っでよ」ということであれば、そういった方々を大事にこの省力化という仕事等の流れにいくようにやっぱりこの支援をしていくこと、そういったことが町全体の自治会支援になり、町全体の支援になっていくのではという考え方でいます。

そういったことで、やはり今70歳を超えた方々へも色んな農業の税の申告等もまたなされますので、そういった方々への支援とかことはしていきつつ、町が農業支援にも非常に手だてをしていく中では、今、移住・定住についても農業をやりたいという部分で来ていらっしゃいます。今の農業公社に来られる方も、農業でやりたいと、地域おこし協力隊じゃなくて農業をやりたいということで来られましたけれども、色んなお話を聞いた中では協力隊はどうでしょうかということですが、ちょっと考えさせてくださいという中で、協力隊のほうにですねじゃあ頑張らましようという事になりました。

そういった意味で、町としては移住・定住に対してもきっちり手だてをしていて、第一次産業の振興に来ていただく方は大事にしていくべきということ、これが一番この町のイメージアップにも繋がるんだよなというふうには考えておりますので、まだまだ私が今申し上げた部分も一端でございますので足りない部分もあると思うんですけども、そういった意味でまた色んな意味で地域の方々からのご意見も伺いつつ、お力添えいただければということで、応えになるか分かりませんがご理解いただきたいと思います。

(「では、2問目の答弁をお願いします。」との後藤議員より声あり。)

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第2問「空き家対策について」の第①項「現在の空き家の数は何件か伺う」とのご質問でございます。

平成28年度に「南大隅町空き家等対策計画」策定のための空き家実態調査を実施しており、それによりますと、町内の空き家総数は、1,276棟でございます。

なお、調査実施後の年数経過により、空き家の件数増加が想定されますが、現在審査中の、令和5年度予算に空き家等対策計画改訂に向けた費用を計上させていただいておりますので、その中で改めて実態調査を行う計画でございます。

1 番（後藤道子さん）

今、平成28年度において1,276棟というふうに答弁されましたが、この空き家は住宅総数の何%に当たるか分かりますか。

町長（石畑博君）

詳細につきましては、担当課長に説明させます。

建設課長（中之浦伸一君）

空き家率はということですが、空き家総数が当時の実態調査によりますと総数が4,673棟、空き家数が先ほど町長からありましたとおり1,276棟でございます。率にいたしますと27.31%となるところでございます。

1 番（後藤道子さん）

総務省が5年ごとに調べている空き家率なんですが、2018年で空き家率は13.6%、これは全国です。鹿児島県は19%というふうになっております。その数値からすると、うちは空き家が大変多いというふうに理解できると思います。

その中で、空き家対策特別措置法があるんですが、2015年に特定空き家というようなことを国が位置づけてあります。うちの町に特定空き家に認定されてる空き家があるのかどうか伺います。

町長（石畑博君）

詳細は担当課長に説明させます。

建設課長（中之浦伸一君）

特定空き家でございますけれども、29年度に策定した計画の中で実態調査を先ほどから申しあげているとおり、しております。

その中で5段階に家の損傷度といいますか分類をしております。その中で倒壊の恐れがあるとか、近いうちに倒壊の恐れがあるとか、そういう部分を特定空き家ということで判断をいたしますと、19.9%ほどが特定空き家というふうになると思います。

ただ、町といたしましては、法に基づいてその特定空き家という指定をしていくということはないです。

1 番（後藤道子さん）

町としては特定空き家に属する部分は19.9%あるが、町としての認定はしていないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

建設課長（中之浦伸一君）

はい、今議員のおっしゃるとおりでございます。

1 番（後藤道子さん）

今後ですね、空き家が大変増えて人口減少とともに空き家は増加傾向にあると思います。

新年度予算でまたこの調査をされるということですので、この辺りはしっかり特

定空き家に認定されるような家があるのであれば、町としてもその辺りはしっかり国の法整備に則って、対象になる家に対しては、特定空き家の認定をするべきではないかというふうに私は考えますが、どうですか。

建設課長（中之浦伸一君）

来年度おっしゃるとおり調査をする計画でございます。

また、先ほどからありますとおり、特措法も改正法が国会のほうに提出をされているという状況の中で、そこら辺りの情報も含めた上で町の計画の改定もすべきというふうに考えておりますので、今後進めて参りたいというふうに思います。

1番（後藤道子さん）

この特定空き家などは大変周りの町民の住民の方々に危害が及ぶ可能性が大いにあるというふうに考えますので、そこ辺りはしっかりと町として管理をしていただきたいというふうに考えます。

次、②項目お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第2問第②項「総合振興計画の重点戦略の取組みとして、住宅の支援が位置づけられています。具体的な施策内容とその効果についてどのように捉えているか伺う」とのご質問でございます。主要な取組みとしては、いずれも令和4年度の3月現在の数値となりますが、「住み続ける住宅助成事業」が37件、5百90万4千円、「空き家等解体撤去事業」が23件、6百76万5千円、「定住促進住宅取得資金補助事業」が14件、8百57万1千円となっています。

次に、空き家バンクの状況でございますが、登録数21件で令和4年度の契約数は12件、空き地バンクについては、登録数20件でございます。また、補助事業を活用した転入者は、令和4年度7世帯12人となっており、各種施策の取組みにより定住促進と住環境の整備の両面において、一定の効果があったと考えております。

1番（後藤道子さん）

今、空き家・空き地バンクの登録と、あと活用されているということで、これは非常に空き家の解消にとっては重要な部分だというふうに考えます。今、住み続ける住宅助成事業とか定住促進の住宅取得資金の補助制度なども、大変うちの町は充実してきているなというふうには感じております。

今後、その辺りは十分利用される空き家を活用される方の立場に寄り添う形の支援を続けていっていただきたいというふうに考えます。

次に、③項目の答弁をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第③項「今後も増え続ける空き家の対策などどのようにされるのか伺う」とのご質問でございます。現在、町としましては、廃屋化等により、倒

壊の危険性が高く、保安、衛生、景観等、周辺に影響を及ぼす可能性のある空き家の所有者に対して、対策を講じていただくための文書を発送するとともに、解体する場合は、「空き家等解体撤去事業補助金」により費用の一部を支援しております。

また、移住定住に関する各種施策を推進するため、空き家バンクを運用し、空き家の有効活用にも取り組んでいるところであります。

空き家の管理は、所有者が行うことが原則でございます。町といたしましては、解体撤去の撤去費用の助成、空き家バンク運用等により、所有者による適正管理を推進してまいります。

1 番（後藤道子さん）

今言われたその対策もですが、今後はやはりその空き家を行政の力だけで行政の担当者だけがこれを行うというのは、大変負担が大きいというふうに考えます。

専門家へ相談する体制などの考えはないでしょうか。専門家へこの空き家バンクの利用を。

今ある空き家を今担当者がですよネットで公開をして借りる人がいた時にということとされてますけど、それだけではなく住宅を専門に扱っていらっしゃるその業者さんとの提携とかを利用しながら、うちの町の担当職員だけではなく、もうちょっとその窓口を広げるというようなそういう考えはないかということですか。

町長（石畑博君）

今、空き家バンクを企画課のほうで運用をしておりますけれども、かなり成立が成立率が高いわけですね。高価な空き家等の情報については、やはりそういった方々が不動産の専門機関を通してされてしておりますけれども、今空き家というのは、なかなか貸す時にはいらっしゃいますけれども、すぐ住める家と、そしてまた、「もう、ん〜」というような家等も登録もしてあるわけですがけれども、今現段階では、今のうちの町の空き家バンク、この中で運用はされておりますけれども、必要という部分があればそれも考えていくことも一理かというふうに思いますので、担当課と協議をさせていただければと思います。

1 番（後藤道子さん）

私が専門家というふうに今申したのは、今後、この空き家を利用しての色々な事業があるのではないかということを考えているので、今、他拠点居住、リモートワークをしながら時間と場所に縛られず過ごせる、都市と地方の複数の拠点で生活ができる、好きな時に好きな場所で暮らせる、このようなことをされているところもあります。

また、定額で住み放題というサービス、空き家にリノベーションを施し簡易に貸すことで空き家問題を解決するとか、空き家等管理活用支援法人というので市町村長は空き家等の管理や活用に取り組むNPO法人・社会法人等を空き家等管理活用支援法人として指定することができるというようなこともありますので、その辺りを利用しながら、今後、空き家の対策ですね、空き家解消に向けての事業をされてはどうかということで、先ほど専門家の方に相談する考えはないかということをお伺いした次第です。

今後、うちの町は高齢化が進んで、益々空き家は増えてくるというのはもう目に見えております。その辺りで担当課の職員だけでは手に負えない状況が見えてくる

のではないかと、そういう状況にあるのではないかというのを考えますので、そこら辺を考えながら今後調査をされる空き家対策に対してもしっかとうちの町の為になるような空き家対策、また関係人口を増やすとかそういう部分にも、先ほど申しました定額で住み放題のこういう事業とか、リモートワークをしながらそういう施設もうちの町も揃えてありますので、そういうところを活用しながらこの空き家の対策の改善をやっていただきたいというふうに考えます。

大変難しい問題だとは思いますが、一つ一つそこを潰しながら空き家の解消に繋げて行っていただきたいというふうに考えて、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（松元勇治君）

木佐貫徳和君の発言を許します。

[12番 木佐貫 徳和 君 登壇]

12番（木佐貫徳和君）

おはようございます。

東日本大震災が発生し、12年が経過しました。地震での大津波がテレビ放映の記憶の中に鮮明に残っていますが、3月5日南海トラフ地震津波が発生したとの想定で伊座敷地区で消防団との避難訓練が実施されました。自治会の避難訓練の放送で元気な高齢者は歩いて、集合場所に来られ、マイクロバスで高台に避難しましたが、訓練に来られなかった足の不自由な高齢の方々の避難をどのようにしたらいいかとの問題が発生しました。今後、自治会で協議を重ね、全員避難できる体制を考えなければならないと感じました。

さて、令和5年度の一般会計当初予算は71億5千万円規模であります。

施政方針の中で町長は、基幹産業である第一次産業の発展を挙げられ、農業立町として持続可能な農業の実現に向け、本町の特性を生かして農林水産業施策にスピード感を持ち実施していくと述べられました。

しかしながら、高齢により離農される方が増え続け、耕作放棄地が増加しているのも事実であります。

そこで、今回の一般質問は、その耕作放棄地について活用は出来ないかとの思いで次の質問をいたします。

1番目、耕作放棄地について。①耕作放棄地は本年度どの程度あり、所有者に送付した非農地通知書が何筆、全体面積がどの程度あったか伺う。

2番目、耕作放棄地の調査の方法及びどのような基準で非農地通知書を送付したか伺います。

3番目、耕作放棄地の再生をして農地として利用することは出来ないか伺います。

4番目、コントラクター事業を導入し耕作放棄地を活用する考えはないか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

町長（石畑博君）

木佐貫徳和議員の第1問「耕作放棄地対策について」の第①項、本年度の耕作放棄地はどの程度あり、所有者に送付した非農地通知書が何筆、全体面積がどの程度あったか伺う。」及び第②項「耕作放棄地の調査の方法及びどのような基準で非農地通知書を送付したか伺う。」とのご質問でございますが、関連がございますので、一括してお答えいたします。

農業委員会で本年度、耕作放棄地として、特定した面積は140haで、筆の数が1,813筆、そのうち非農地通知書の送付に至った筆の数は733筆で、その農地面積は64haでございます。

農業委員会では、農地法に基づく農地利用状況調査を実施しております。非農地判断については、現況が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難である、また周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用出来ない農地を非農地判断の基準としており、農業委員会定例総会において、「農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断」による議決後に、所有者に対して非農地通知書を発出しております。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

1 1 : 0 1
~
1 1 : 0 6

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

1 2 番（木佐貫徳和君）

今の町長の答弁で、農業委員と推進員の方が一生懸命調査されて耕作放棄地が140haもあったということでありました。非常にこれからまた益々増えることが予想されるわけでありまして、私が一番懸念してるのが、南部開発事業や国や県の補助事業で整備した圃場整備場所がもう耕作放棄地でこの非農地通知が出されているということなんです。

この南部開発事業はもう30年以上なると思うんですけども、根占地区で160ha、佐多地区で114ha整備されているそうであります。

この非農地通知を出されたこの今64haと言われましたけども、南部開発地区の事業はどの程度含まれているか把握されていらっしゃるでしょうか。お尋ねします。

町長（石畑博君）

詳細の数値について担当課長に説明させます。

経済課長（新保哲郎君）

農業委員会によります農地利用意向状況調査おきます南部開発での耕作放棄地につきましては、筆の数が31筆、面積で申しますと6haほどでございます。

1 2 番（木佐貫徳和君）

その中で一番大きい面積というのはどれぐらいあるんでしょうか。また、10a以上というのが何筆ぐらいあるんでしょうか。

経済課長（新保哲郎君）

その中で一番大きい面積が1筆で87.4aでございます。そして、1筆10a以上の筆につきましては191筆、面積で申しますと39haほどでございます。

1 2 番（木佐貫徳和君）

これからそういう圃場整備箇所も非農地が増えることが予想されるわけでありまして、これは補助金適化法には非農地通知を出しても何も接触しないんでしょうか。そこはお分かりでしょうか。

経済課長（新保哲郎君）

土地改良事業等の受益地につきましては、事業完了した年度の翌年度初日から試算して8年を経過した土地であれば、農進除外及び転用が可能となっております。

しかしながら、除外の要件には、周辺が10ha以上の集団的な農地でないことや、農作業の効率化や、その他農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められるなどの判断が必要となります。

1 2 番（木佐貫徳和君）

もし問題がなければ、非農地通知で所有者は地目変更を法務局に雑種地か原野に変更申請ができるわけですね。

そうした時、先ほど農進除外の申請が必要になる場合もあるということでありましたけども、周りは全部田んぼの中にポツンと太陽光を作ってもいいということになってくる可能性があるんです。そのような時、自然エネルギーの施設からいくといいとは思いますが、町長はそのような放置整備箇所にポツンと出来た場合の感想をお聞かせください。

町長（石畑博君）

自然エネルギーについては特段問題はないと思うんですけど、ただ、農地の集団化等はやっぱりかねがね農業の方々からも聞いておりますのでそれはあつてはならず、やはり農地の中にある介在田という部分では、農地としての利用をするのが一番望ましいというふうに考えますので、そういった部分に全然イメージの違う施設物ができるのはそれは如何なもんかなという私なりには考えております。

1 2 番（木佐貫徳和君）

私が今回この質問をしたのは、町民の方から農業委員会よりこういう書類が来た。見てみたら非農地通知なんです。

それで、その方は10年ぐらい前にお父さんが亡くなりそれからもう田んぼを作っていない。お母さんが1人では出来ないからそのまま放置していたということでした。

た。

それで、今回お母さんが亡くなりですね昨年、相続されたそうです。それで、所有者ですから所有者に非農地通知が来たということでした。

農業委員会でパトロールをされて耕作放棄地になったんですけども、私はなる前に対策が必要じゃないかと思うんです。

今ですね、所有者が亡くなると役場に色々な届け出に來られます。一番税務課のほうに納税管理人に変更届というのを出されるんです。

その時ですね経済課か農業委員会が、私は今見本を作ったんですけど、このアンケートを出せば少しでも防げるんじゃないかと思うんです。

あなたは農地、田んぼ・畑を所持していらっしゃるかと。所有していると、所有してないと、これに丸を付けてもらって、所有している方にお尋ねしますと。あなたは今後この田んぼと畑を耕作される予定ですかと。それで耕作する予定の人はもうそれでいいんです。耕作されない方は次にお進みくださいと言って、あなたは今後この耕作されない田んぼ・畑をどうされますかと。貸したい、売却したいと、どちらかに丸を付けてもらって、これを農業委員会と経済課が把握すれば集積のあれに載せればいいんです。

そうした時、借りた人が見つければ少しでも私は耕作放棄地が防げるんじゃないかと思っているんですけども、取り組むあれはどうでしょうか。

経済課長（新保哲郎君）

耕作放棄地の発生を抑制することは行政としても取り組む必要があると考えております。そのような事から、今後の対策の参考にさせていただきたいと考えます。

1 2 番（木佐貫徳和君）

耕作放棄地を少しでも減らす対策になると思います。農地中間管理機構と連携することが出来まして、有効利用の促進ができるんじゃないかと考えますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

それでは次、質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、木佐貫議員の第1問第③項「耕作放棄地の再生をして農地として利用推進することは出来ないか伺う」とのご質問でございます。

耕作放棄地再生事業は、単に耕作放棄地を耕作できるような状態に戻すという整備事業に留まるのではなく、最終的に営農事業においても利益を生み出す経営を確立し、継続的に営農を行っていくことができるようにすることが最も大切であると考えます。

南部開発事業で実施した圃場は各団地ごとに、その営農品目も異なることから、利用意向調査を行い、貸付希望の農地については農地中間管理機構と連携し耕作放棄地を農地再生支援事業等で取組み利用促進に繋げていきたいと考えております。

1 2 番（木佐貫徳和君）

私は基本的には町長がさっき言われましたように、圃場整備箇所は再生するべき

だと思えますけども、今現在、私が耕作してる田んぼはほかのさこ団地というんですけども、そこは全部で48haほどあるそうです。最初に事業に参加された方は、ほとんど亡くなられていらっしゃるんですけども、それで利用権設定で貸し借りをされてこのWCSと草地にされていらっしゃるんですけども、先ほど非農地通知が来て相談された方は、隣りを耕作される方に借りていただけませんかという相談をされたそうなんです。

そうしたところ、亡くなった母親が水の管理費これを長いこと払ってなくて、そのお金があるんですけどそれも一緒にどうですかと相談したら、もうそれまでするんだったら借りないということで断られたそうなんですけども、この南部開発を事業を管理してる土地改良区は、水管理は受益者の負担金で運営されているんですね。

作らなくても耕作放棄地になっても請求はずっと聞いてみたら出し続けてるそうです。耕作放棄地になっても払い続けていらっしゃる方もいらっしゃるそうです。もう作ってないから払えないという方もいらっしゃるそうです。これは町では答えられません。

町長は理事をされていらっしゃいますけども、この水管理の費用を耕作放棄地になった場合どうするかというのを、錦江町もあります。錦江町と土地改良区と3者で協議をしていただいて、どのようにするのかというのを結論を出さないと水管理の費用がどんどんどんどん減ってくると思うんです。耕作放棄地が増えてくるとですね。

そこら辺の町長は協議をしていただけないでしょうか。

町長（石畑博君）

今、議員がおっしゃったとおり、例えば、南部開発がスタートしてから完了まで約20年近く掛かりました。その中で、最初に同意された60代の方は、もう出来上がった頃、水がきた頃は農業が出来なくなっていた部分があったところでもあります。

今現在、肝属南部土地改良区においても今木佐貫議員がおっしゃったように、水利用等の負担金を徴収が出来ない部分があって、相当額の滞納もあるところです。

肝南の総代会等においても、いわゆる債権回収という委員会もできるぐらいのそういった額になっておまして、これをこのまま続いていくと肝南の事業運営にも影響が出て、今現在でも約5百万ぐらいずつ2町で払ってますので、これがまた増えていくというになりかねません。

現状では、とにかく確実に水利用している部分もありますがしてない部分もありますけれども、それはもう当初の土地改良法に参加された時点で支払う義務もあるということも周知をしていって、今ここ2年ぐらいで若干は減ってはきておりますけれども、新たに、土地所有者から第三者で利用増進等で借りられる方々については、水利用負担金も含めた形のやっぱり指導をしていくべきじゃないかという部分で、貸す側と借りる側のやっぱりその意思疎通が出来ていない部分もあります。

たまたま昨日総代会があったものですから、新田町長とも色々話もしつつ、理事会の中でもやはりこの総代としてもそういった水利用負担金等々、それから運営費等もありますので、このままでは肝南の改良区自体の運営に支障があるということがありますので、基本的には、土地所有者が払うべきが今の現在の土地改良法上の義務でありますのでそこを進めていきますけれども、あとについては、肝南の総代会理事会等の中で、この課題としては、なかなかこの農家の方々にこちらに居住さ

れてない方々にその負担を求めるといのは本当に難題でありますので、今その課題については、今後新たなまたメンバーで肝南の理事会がスタートしましたので、課題解決に向けた部分の取組みは私も理事の一員として取り組んでいくべきだと考えております。

1 2 番（木佐貫徳和君）

地目が変わっても支払いをお願いするのか、或いはまた受益者の負担を増やすのか、それとも町で補助をするのか、色々考えられますので、今後しっかり協議をして、しっかりとした運営が出来ますようにお願いしたいと思います。

次のコントラクターと関連がありますので、次の質問お願いいたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、木佐貫議員の第1問第④項「コントラクター事業を導入し耕作放棄地を活用する考えはないか伺う」とのご質問でございます。

畜産関係で現在、農家の高齢化による離農や規模拡大による環境問題への対応が迫られております。規模拡大をして頭数を増やすことで飼養管理に手を取られ、飼料を収穫することや、畑を耕うんすることが難しくなっています。飼養管理を充実させるために、他の作業、飼料の収穫、畑の耕うんなどを請け負う組織として、出来たのがコントラクターでございます。

県内でも、このコントラクター事業に取り組んでいるところがあるようです。今後、本町においても耕作放棄地対策を含めた飼料生産等への取り組みの必要性について、検討は必要だと考えております。

1 2 番（木佐貫徳和君）

このコントラクター事業は、外国のトウモロコシがですね麦などの飼料が高騰して、県内でもその農耕飼料の生産に取り組むところが増えてきているということでもあります。

肝付町は志布志で既に法人を立ち上げ実施しているようでありまして、今、畜産の方々は自分ではもう牧草を植えずに全部輸入の乾燥わらを買って、それに、農耕飼料と併せて飼育されてる方や、高齢のため草を植えられないという方もおられます。

そういう方の為にこの耕作放棄地を再生してこのコントラクター事業を導入すれば、手っ取り早くこの草が購入できると思うんですけども、しかしながらそれには、畜産農家の方々がどのように考えていらっしゃるのかというのが一番だと思います。

そこで、一番最初に取り組むことは、この事業の前に町内の畜産農家の方々の考え方を聞いてみなければいけないと思います。

そこで、一番最初に畜産農家の方々のこの意向を聞いてみてほしいということなんですけど、この事業に取り組む前にどうでしょうか。

町長（石畑博君）

畜産農家の方の現状については今議員がおっしゃいましたとおり、「もう草は買

たほうが早えと」、買って自分は別の仕事をしたほうが全体の効率はいいという大方のご意見であります。

そういった中で耕作放棄地の絡みを考えますと、そういった部分を利活用していただいている部分に、やはりこの何がしかの、ほいなら草をつくろかいという部分がないと、今の現状ではなかなか厳しいというのがありますので、大方ほとんどの皆さんがそういった意見をよく聞いてるところです。

意見を聞く段取りにつきましては、経済課長のほうに答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

現行の海外輸入の乾燥草より、当然地元で作付けされた粗飼料のほうが適していると思われれます。ビタミン含有・栄養面においても国内産のほうが適していると言われております。

しかしながら、コスト面では購入粗飼料と同等、もしくは同等以上の経費が掛かるようでありますので、需給粗飼料への転換は畜産農家個々の判断に委ねざるを得ない状況ではないかと考えております。

12番（木佐貫徳和君）

私がちょっと調べたんですけど、肝付アグリという会社は町内の約180haの農地を借りていらっしゃるそうです。そこで、飼料作物を中心に手がけられて水田かくり転作ですね、これで当然畜産農家と契約しないといけませんけども、WCSと二毛作で牧草を植えられて、それで相当収入があるもんですから、畜産農家に売るその飼料代は相当安く抑えられるということでありました。

先ほど言いましたように、これは畜産農家の協力がないと出来ないということでもあります。それと、畜産農家の方はほとんどご存じのとおり家族経営なんです。

そこで、ほとんど休日が取れないということでもありますので、このコントラクター事業というのは、その休日の日に代行もしてくれるんですね。だから、そういう専門の人もいらっしゃるということでもありますので良い事業だと私は思います。

併せて、ジャガイモの収穫とか米の耕うん、田植、それから収穫までコントラクター事業でやってるところもあるそうでもありますので、これは、これを誘致すると雇用の促進や耕作放棄地にはもってこいの事業だと思います。

一概にすぐ取り組むことは出来ませんが、さっき言いましたように、畜産農家のこの協力が必要になってきます。

それと、耕作放棄地を出さない取組みで一番事業効果があると思いますので、先ほど後藤議員の中でも出ましたけども、この耕作放棄地の対策の項目を農業公社の中に入れていただいて、このコントラクター事業というのを取り組む準備をしていただきたいということなんですけど、町長、考えはどうでしょうか。

町長（石畑博君）

確かにそれはもう大事なことでありまして、畜産に例えますと、「草は買ったほうが安し」ということなんですけれども、耕作放棄地と絡めた時に、町が町内への遊休農地等で作ったほうが「そうだったら作ったほうがいいよね」というような施策を出すか、あるいは農水省等の色んな事業がございまして、それを絡めた中で出ていくこと、農家の方々が「それならすうかい」となると、今おっしゃったように、耕作放棄地を解消する流れになっていくと思います。

こうだんで申されました耕作放棄地の解消についての部分では、私が聞いた中では、例えば、国営の団地、例えば、中山間かんぶ部分事業等での開いた団地等については、例えば、2反の田んぼがあった時に1反は自分で持っているか借りてると、残りの1反はもう貸せっくいやらんと、ただ作っちゃねと。なると、その耕作している方が自分でしないともうこんな迷惑やっであなとおっしゃるわけですね。

そういった部分はやはり貸付けをしていただくのが一番ですけども、それが出来なければやはりこの営農にも支障もありますので、それには改めてこのもう町として耕作放棄地にこれだけ色んな苦情・話題も出ておりますので、新たな対策としては今公社のお話にもなっておりますけど、公社の中では今回ラジコンの草刈り機、これを佐多・根占それぞれに1台ずつ入れておりますけれども、まずはこれを活用させてもらって、この中で必要となる耕作放棄地、「将来、耕作、ほいならおいがつくろかい」ということになれば、そこにやっぱり町が介在して相手方との相対じゃなくて、町が中に入った中で利用増進等についてもやっぱり取組みをしていくことで地域の農村環境の改善にも繋がると思っていますので、今ご提言いただいた分については、また本町独自の場合によっては、事業も創設取り組んでいく時期じゃないかなという気はいたしております。

1 2 番（木佐貫徳和君）

このコントラクター事業は、やり方によっては非常に将来性のある私は事業だと思っておりますので、是非検討していただいて、取り組むような姿勢を取っていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（松元勇治君）

次に、大坪満寿子さんの発言を許します。

[1 1 番 大坪 満寿子 さん 登壇]

1 1 番（大坪満寿子さん）

こんにちは。

3月に入り、日差しに暖かさを感じるようになりました。

2月18日から22日に行われた県下一周駅伝。南大隅町からも、木場俊介選手、松田拓也選手、塩屋廉斗選手、橋口俊彦選手が選出され、橋口選手は区間賞を取るなど、町民にとって、元気の出る明るいニュースとなりました。

当初、最終日は鹿屋市からのスタートでしたが、素晴らしい選手が、この地から輩出されたことから、南大隅町からのスタートになったと聞いております。子どもたちも先人に倣って、色々なことに挑戦してほしいです。

今回の質問は、通告しておりました、2点について質問いたします。

第1問、農業振興策について。鹿児島県は、1月24日から25日にかけて、県内を襲った低温・積雪による農業被害額について、豆類を中心に26億2千9百万円で確定したと、新聞報道されました。南大隅町でも我が町の基幹産業であるスナップエンドウ、鹿児島ブランドでもある春バレイショに深刻な影響が出ています。

また、スナップエンドウや春バレイショに限らず、様々な農産物に影響が及んで

おり、農家の方々の生産意欲が低下している状況です。

国内の農業従事者の約80%が60歳以上という、農林水産省の調査結果がありますが、我が町は高齢化率が高く、農業に従事されておられる方の平均年齢はこれより、もっと高いのではと考えます。

本町の農家の方々の生産意欲を高めるために、次の質問をいたします。

今回の冷害に伴う本町の被害の状況を伺います。

また、被害の現状をどのように捉えておられるのか。そして、農家の方々の次年度以降の生産意欲を高めるためにも町独自の支援策を施す必要があるのでは、と考えますが、支援策を施す考えはないか伺います。

2問目、高齢者の生きがい対策について伺います。

介護保険制度は、南大隅町が保険者となって運営しています。介護保険は、国民の義務となっており脱退することはできず、40歳以上から生涯支払わなければならない保険で、65歳以上でも年金から天引きという形で納めます。介護保険のおかげで介護が必要になった時、色々なサービスが受けられ、ありがたい制度ですが、介護サービスを全く利用しておられないお元気な高齢者の方も多いです。高齢者の生きがい対策の一つとして、介護サービスを利用されていない高齢者に対し、何らかの報償制度を設ける考えはないか伺い、私の壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪満寿子議員の第1問「農業振興策について」の第①項「1月の冷害に伴う被害の状況を伺う」とのご質問でございます。

本年1月24日に襲来しました、寒波に伴う本町における農産物等の被害額は、総額5千5百76万円に上り、被害面積は39haに及んでおります。

内訳としまして、バレイショについては、被害総額が3千9百8万9千円、被害面積が32haであり、スナップエンドウにおきましては、被害総額が1千6百67万1千円、被害面積が7haとなっております。

1 1 番（大坪満寿子さん）

次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪議員の第1問第②項「被害の現状をどうとらえているか伺う」とのご質問でございます。

今回の寒波により、町内における農産物等の減収率は45.6%となっております。

被害の現状としましては、バレイショについては、11月中旬を中心に定植した作型が多い佐多地区全域と根占地区の辺田地域において被害が見受けられ、特に佐多地区の上ノ原団地のバレイショが大きく被害の影響を受けております。そしてスナップエンドウ類については町内で作付けされている全域で着果しているさやは、冷害により出荷が出来ない状況となっております。

このような状況から、被害に遭ったバレイショについては、茎や葉っぱの損傷に

より、今後もしもの生育が見込めず、またスナップエンドウ類につきましては、冷害後に着果したさやが成長するまでの未収穫期間が長期にわたるなど、生産農家の収入減は否めない状況でございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

私も農協の方に被害の状況を聞いてみました。

バレイショはまだ出荷量は少ないそうですが、価格は、一昨年・昨年と比較すると今年は安いそうです。収穫量は場所によって違いがあるものの平均1反で7割ぐらいの収穫量で、被害が大きい圃場は例年の2分の1の収穫しか望めないだろうということでした。

今後のバレイショの生育もあまり望めず、小ぶりのジャガイモが多いだらうということでした。

スナップエンドウは町長もおっしゃいましたが、町内全域で被害が見られ、しもやけのようになり、これを凍害というそうなんです、売り物にならないそうで新しい花が咲いて収穫期を迎えるまで時間が掛かるそうです。

また、農家の方の話を聞きますと、見た目は被害を受けてないようでも生育が遅れが出てくるだろうと心配されておられます。葉に元気が出てきたと思ってホッとしていたところにヒヨドリから葉をむしられて、すごく元気をなくしたと言われるジャガイモ農家の方もおられました。

スナップエンドウやバレイショだけでなく、路地のアボカドや美人焦・ストレッチアなども被害を受けています。花卉類は恐らく花芽が出てこないだろうと、出てきても時期がずれてくるだろうとのことでした。

では、次の質問。このような状態では次年度以降の生産意欲に影響があると考えますが、何か町独自の支援策を施す考えはないか伺います。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪議員の第1問第③項「次年度以降の生産意欲に影響があると考えるが、町独自の支援策を施す考えはないか伺う」とのご質問でございます。

農業の生産活動は、自然相手の営みでありますので、農作物の作柄はその年々の気候に左右されることとなります。

今回の冷害につきましては、鹿児島県内の豆類やバレイショの産地で広域に発生しております。これを受けて鹿児島県は、被害を受けた農家向けの支援事業を盛り込んだ補正予算を提案しているとの報道がなされております。

町としましても、被害を受けたバレイショ、スナップエンドウ類の減収について、実績を確認する中で、町としての支援策を検討して参りたいと考えます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

お会いする農家の皆さんは、皆さん疲れていても畑に出れば元気が出ると言われていましたが、今回の冷害で本当に元気をなくしておられます。

行政はじめJAや各関係機関において、農業に対する様々な助成事業に取り組んでおられることは十分に理解しておりますが、高齢の農業従事者も多い南大隅町で小規模農家さんも多いです。作付け面積が減少している現状もあります。

町長が施政方針で、若者から高齢世代まで幅広く頑張っておられる一次産業従事者への働く楽しみが湧き出る産業支援を行いつつ、いつまでも元気で頑張れる生産振興にを支援すると述べられました。今がそのときだと思います。農家の方が前向きになり、これからも気張らんならと思っただけの施策を期待しております。次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪満寿子議員の第2問第①項「元気な高齢者に対する報償制度を設ける考えはないか伺う」とのご質問でございます。介護保険は、対象となる住民が全て加入し、住民の皆様が支払う介護保険料を財源に高齢者自身の助け合いの仕組みを皆で支える制度であります。歳出を伴う報償制度は、結局は、介護保険料の上昇につながるものが懸念される場所でございます。

そのような観点から報奨制度の創設については厳しいものがあると考えております。今後も介護施策の充実と併せ、国全体として在り方を検討していくべきと考えております。

1 1 番（大坪満寿子さん）

では、介護保険の被保険者数と介護サービスを受けておられる人数、またその割合を伺います。

町長（石畑博君）

詳細数値については担当課長に説明させます。

介護福祉課長（中村喜寿君）

ただいまのご質問ですが、介護保険の被保険者数について、令和5年1月31日現在で、65歳以上の1号被保険者数が3,244人、40歳以上64歳までの2号被保険者数が1,806人となっております。合計の5,050人でございます。

サービスの利用者についてですが、サービス利用の前提となります認定者数が685人、サービスの利用者は、居宅サービス地域密着型、施設サービス等を合わせまして505人となっております。

利用割合についてですが、認定者数から見た場合が73.7%の利用割合となっております。40歳以上の全被保険者数から見た場合が10%の利用割合となっており、介護保険のサービス受給につきましては、原則65歳以上となっておりますので、65歳以上で見ますと15.5%となったところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

介護保険は無条件でサービスの対象になるのではなく、条件に該当する人だけが利用できるサービスですが、お元気な高齢者の方も多いです。

介護サービスを全く利用されていない高齢者の方から、色々なものが年金から天引きされるのは仕方がない。が、元気で有り難いけど引かれるだけでは楽しみがないとの声もあります。なかには介護保険を利用せずに亡くなる方もいらっしゃいます。

あらゆるものが値上がりしたことも背景にあるのではと考えますが、数年前までは子や孫に何かの足しにしなければとお小遣いを送っていたけど、今はおくってもらわないと生活が出来ないと話される高齢者の方もおられます。日常使用するちょっとした粗品でも十分喜ばれると考えます。

報償制度を80歳なら80歳、85歳以上などと制定してもその報償制度は無理でしょうか。お尋ねします。

町長（石畑博君）

今、議員がおっしゃいましたとおり、現状は本当に元気な高齢の方は「何も使っていない」とおっしゃる方もいらっしゃる。「介護保険があつじよかど」「有り難い」とおっしゃる方、それぞれございます。

そういった中で、お互いが互助的に制度として国で定めたのがこの介護保険でありますので、ここについてはご理解いただいていると思います。

今おっしゃいましたとおり、報償という意味では、お話もよくこのお茶飲み話としてはよく聞きますので、それが妥当かどうかじゃなくて、「元気があることをな、よかったと思やんか」と私はよく言っております。ですから、「元気やって使わんとが宝やっど」と、そんなに申し上げているところであります。

議員の今こうしてご提言いただいていることについても、十分にこの高齢の町民の方々の声としては真摯に受け止めていきたいと思っておりますけれども、現段階でも、例えば、今おっしゃいました年齢を区切った形での報償という部分の部分ですね、そういった部分についても、なかなかそのことをすることにまた介護保険料が上がるわけですので、そこについては現在のところでは、今のところ私の考えの中では、現行の介護保険法の運用の中で当面取り組んでいきたいという考えでございますのでご理解賜りたいと思っております。

11番（大坪満寿子さん）

介護保険の運営も大変だと十分理解できています。しかし、南大隅町は県内トップの高齢化率ですがお元気な高齢者が大勢いらっしゃいます。

1年間健康でよかったですね、これからもお元気でお過ごしくださいという意味を込めて、介護サービスを利用されていない高齢者に何らかの報償制度を設けていただければ、高齢者の生きがいの一つになるのではと考えます。

報償制度はなかなか難しいということでしたが、介護サービスを受けておられない元気な高齢者の声を届けたということで、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治君）

次に、上之園健三君の発言を許します。

[6番 上之園 健三 君 登壇]

6番 上之園健三君

お疲れさまでございます。

先般の令和5年度施政方針に際し、昨年度に引き続き、農業公社の施設についての一端が述べられておりました。町長の公社の設立に対する熱意は理解しつつ

も、私なりに疑問に思うところがございます、今回は、まず、農業農業公社の設立関係について、第1問、農業公社設立計画関係についてということで、第①項、公社設立の発想の原点を伺うといたしまして、さきの選挙において公約とされた公社設立に対する思い、そして発想の原点というところをお伺いしたいいたします。

②項として、公社の具体的な事業内容及び収支計画等について伺います。

2問目に、3月4日に新聞掲載のありました空き家対策等推進に関する特別措置法の一部改正に伴う関係についてでございますが、第①項として、空家対策特措法の一部改正に伴い、本町に及ぼす影響をどのように捉えているか伺うとし、またあわせて、緩和策等についてはほか5として、壇上からの質問といたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園健三議員の第1問、農業公社設立設立計画関係についての第①項、公社設立の発想の原点を伺うとのご質問でございますが、本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、農家の減少や高齢化が進むことにより、地域農業を担う生産者の育成確保は最優先課題であります。そこで将来的な地域農業の維持継続に向けて、効率的かつ効果的に機能する、実働的な農業の支援組織として、農業公社を設立し、南大隅町農業の持続的な振興を図ることを発想の原点としているところでございます。

6番 上之園健三君

今、一端の思いをお聞かせいただきましたけれども、質問を進めていく前にこの名称についてちょっと確認したいと思っておりますけれども、昨年11月29日に開催されました第3回の設立準備委員会では、この南大隅町農業公社仮称という表現がされておりましたけれども、先月の2月22日、及び今般の施政方針の中では、この仮称という表現がなされておられませんけれども、3回の会議の折に、名称等も協議されたと思っておりますが、現段階では、この南大隅町農業公社という形で表現して差し支えないですか。

町長（石畑博君）

公社の呼称については、もうかねがね公社公社と言ってるものですから、その会議の中で議論もありましたけれども、結局はいろんなアグリセンターいろんな部分が出たわけですが、最終的にはもう農業公社という名前が1番なじみやすいんじゃないかなということで、新たな提言もなくて、運用していく中で、通称みたいな名前があれば、それも今後考えていったらいいんじゃないかなという方向性でございました。

6番 上之園健三君

では、今回の質問では、以下公社という表現で進めさせてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。そしてまた、先ほどの後藤議員の質問答弁にもありましたとおり、一部重複するところもあるようでございましたので、私のほうで進めていく中で気づいたときには質問を割愛したりとかするかもしれ

ませんが、もし、重複した質問になりましたらそのほうで対応いただければありがたいと思いますので宜しくお願い致します。

さきの選挙において、公約として掲げられたこの公社設立に対する町長の思いというものは先ほど、あるいは後藤議員の最後の質問の中でお聞きいたしましたので、なるほどということでございますが、一次産業を基幹産業とする本町においては、やはりこの農業の振興、あるいは発展というものが、町民生活の安定を支える根幹であるということはもう言うまでもありませんけれども、私も、この農業振興策についてはかね日頃から、各種の資料、あるいは、情報等を入手しながら農家さんと話し合いをしながら、勉強してるんですけども、なかなかこの名案というものが、名案というかい策が浮かんでまいりません。そういう現状の中でお聞きするんですけども、そういうところでこの公社という発想が、奇策と申しますか、名案だというふうにも思うわけでございますけれども、これまで協議検討されてきた内容を、経緯をお伺いいたしますと、幾つか疑問点がございまして質問していきませんが、本件についてはですね、12月議会でも一般質問を考えましたけれども、その時点で、内容薄をちょっと感じておりましたので、今回の施政方針と4回の委員会を待ったところでございまして、質問するところでございます。

さきの施政方針の中で、産業振興関連の項目において農林水産業の環境基盤整備を基軸に、若者から高齢世代まで幅広く、頑張っておられる第一次産業従事者への、働く楽しみが湧き出る産業支援を行い、いつまでも元気で頑張れる生産振興を支援する。さらに持続的な農業生産活動を支え、将来的には経営体の育成、支援を総合的に行う南大隅町農業公社の設立を目指すということが、昨年を引き続いて、こういう表現がされておりました。文章にしますと、まさにこのとおりでありますけれども、また、先般の予算委員会の中でも当初は、任意団体としてスタートして、下期を目途に法人化をしたいというような説明をいただいたところでもございました。

ではそこで、任意団体、あるいは法人化された公社の中身はどういったものかというところでございますけれども、これまで経済課を中心に、農業委員会や農協等を初めとする農業関連団体が連携して、各種の産業振興支援策を展開してきているこの現状の中で、なぜ今その公社が必要なのかという私は率直に疑問に思うわけでありまして。

この公社について、調べてみますと、データの的なものですが、全国に208団体ございます。そして鹿児島県には、御承知かと思っておりますけれども、昭和46年に設置されました公益財団法人沖永良部農業開発組合を皮切りに近年では平成19年に設立されました公益財団法人志布志市農業農業公社まで13の団体がございますけれども、20年から30年前に設立された団体がほとんどでございまして、現在では、鹿児島県、農業農村振興協会、通称桜島ネット21ともうしますけれども、ここに加盟されて、事業展開されているという状況でございます。

全国の事例から見ますと、約50%以上が農作業の受委託であったり、農作業のあっせん事業であったりということを展開しながら耕作放棄地の減少に一定の成果も収めておられるところもございまして、半数以上の公社がですね、赤字経営であるというところで、経営の健全化が課題とされているのが、とにかく現状でございます。

こうした中で、本町においてもこれから公社を立ち上げるというような構想で

ありますので、私としては公社の自立自走に向けては、しっかりとした現状分析の上に立って、また、よほどの詳細な計画を立案していくことが、まず大事だろうなというふうに思っているところでございます。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

12 : 00

～

13 : 00

議長（松元勇治君）

会議を再開します。引き続き上之園健三君の質問が続きます。

6番 上之園健三君

休憩を挟みましてちょっと拍子抜けのところもございますが、先ほど、公社の自立自走に向けてしっかりした計画が必要ですよというところまで申しましたけれども、そこでお伺いしたいことがございまして、国においても、食料安定対策や農家保護支援制度など、また町におきましても、町単独の支援事業と、様々なこの支援制度というのが乱立するこの現行の農業支援制度の中で、先ほどちょっと申しましたが、経済課等を中心として実施されて、これまできてるんですけども、現行の産業振興施策をさらに拡大していくあるいは、もろもろの制度の、要件緩和などにより、この拡大していくというような手法ではなぜいけないのか、なぜその法人格を有する公社でなければならないのかお尋ねしますけれども、あわせて、この公社を設立するメリットをお聞かせください。

町長（石畑博君）

志布志市とか肝付町、それぞれ県内にも公社があります。公社の運営目的にも、いろんな市町ごとに違う部分もあります。そういった中で、今私が端的に申しますのは、公社で利益を上げようとするのではないということであります。

そういった中で、先ほど後藤議員の御質問にも答弁しましたとおり、農家の方々等と、お話をする中では、今、既存の事業等についても、経済課の中でも、もうほぼ充実した事業等も出てきております。そういった事業の流れをやっていく中で経済課では出来ない業務もありますので、そういった部分を例えば、大泊のハウスとか、種苗を育てたりとか、そしてまた、今言いました省力化作業に対する農家への支援とか、そういったことを考えたときに、経済課でという部分では、全てが出来ないことになりますので、今の現状のハウスの運営等についても経済課の職員がすべきではないと思います。そうじゃないと本業の農業振興等のそういった業務がございまして、どうしても出来ない部分があった中では、公社として位置づけてしていかなければならないということでありまして、こうして流れ的には公社を作ったがよはねか（公社を作ったほうが良くないか）ということの流れから、現状に至っているところであります。

メリットという部分では、まだ今からのスタートとなりますので、将来的には、責任は組織という部分もありますけれどもまずは同じ業務ができる、任意組織で

のスタートということで、今の段階では当年度、5年度の後半という部分では、目標は持っておりますけれども、これを運営していきつつこういった中でまた関係の委員の方々等の御意見を伺って正式に例えば資本金云々等も含めた形での、運用の在り方については、もう1回再考する必要があるというふうに思っております。いずれにしても、公社で収益事業という、収益じゃなくて農家支援をするための負担としてはいただきますけれども、それが、収益事業という目的をするものではないということでありまして、経済課行政で出来ないことを担ってもらうのが、公社でのメリットであるということと、そして質的には農家支援が1番は目的だということの考え方で、まずスタートするという考え方でございます。ちょっとうまくつたわらないかもしれませんが以上でございます。

6番 上之園健三君

その法人格を有するっていう部分で私今一つ理解出来なかったんですけども、農家支援というのはよく分かります。

ただし、法人格を有する公社を立ち上げるということですから、一般で考えれば会社を立ち上げるのと一緒でございますので、ある程度の収益事業というものは、計算をしながらいかないとやっぱり苦しいところが出てくるだろうというふうに答弁を聞いて思ったところでございます。

では、先ほど後藤議員も、事業内容をちょっと聞かれましたけれども、私はちょっと詳細に中に落ち込んだ形でお聞きして参りますが、現実的に、この公社がどのような役割を果たしてっていう形で、お聞きしてまいります。先ほど町長の答弁にありましたように、農家支援が目的だということはもう十分分かった上でお聞きしてまいりますけれども、その事業内容、収支計画等についてお伺いしたいと思っておりますが、2問目をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園議員の第1問第②項、具体的な事業内容及び収支計画を伺うとのご質問でございます。農業公社設立準備委員会で承認されました次の事業内容を、令和5年度より取り組んでまいります。

まずは営農相談への指導等における総合相談支援事業、熱帯果樹施設、育苗施設等の管理運営における就農者育成支援事業、未利用ハウス等の情報収集、スマート農業推進における農家経営支援事業、耕作放棄地対策におけるラジコン草刈り機等を活用した地域農業の持続性確保支援事業などを順次進めてまいります。

また収支計画におきましても、それぞれの事業内容に基づき積算し、バランスのとれた収支計画、予算編成に努めてまいります。

6番 上之園健三君

はい、大きな事業、四つほどの事業計画、事業内容をお聞きしましたけれども、市町村の、この公社の典型的な形での組織体系として、やっぱり町や農協等の構成団体が出資をして、農林水産業等の業務を担うという、第三セクター的な組織が主流であるというふうに私は思っておりますけれども、その大半が、今おっし

やったような相談支援事業であったり就農育成であったり、ソフト事業から、あるいは未利用地、耕作放棄地等の開墾整備等のハード事業まで、位置づけられて、その収益で運営されているのがほとんどであります。

ほかにもですね、調べていきますと、農産物の加工、販売流通、それから特産品の開発であったり、さらに、観光と結びつけた、事業の展開など多岐にわたって取り組んでいるところもございますけれども、本町の計画でも、今答弁いただいたように、総合支援、総合相談支援事業、それから就農者育成支援事業などを大きく、四つの事業に計画されていますが、その中で、ドローンやラジコン草刈り払い機を活用したスマート農業の推進、また大泊の熱帯果樹ハウスを活用した研修事業、そして農作業の受委託制度といったところがメインであるというふうに受け取りました。

私先日、第4回の準備委員会の資料をいただきまして、その中を見ながら思ったんですけれども、この資料は構想委員会を経て、準備委員会に移行した中での、提出された、そして審議されてきた資料でありますので、中身についても今後、公社を運営していくに当たっては、基礎になる事業あるいは収支金額等であると思っておりますので、そこを理解した上で、次、質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず、先ほど後藤議員の質問にありましたが、アンケートを調査されておりますけれども、詳細の云々はもう割愛いたします。

111件依頼をされて、23件率20.7%の回収率だったということでございますが、担当課としては、この、残りの80%の方は回答されておられませんけれども、担当課としては、23名いただいた回答が、本町の農業の全体像をつかんで、公社の設立に向けての基礎資料となるものであるというふうに判断されたのかどうか、そしてもう一つは、なぜこの抽出された111件の調査対象であったのかお伺い致します。

町長（石畑博君）

先ほどの後藤議員の中でも答弁しましたけれども、数値としては結果でありますので、それで受け止めていきますが、私なりに出されてない方の意見というのをも吸い上げてきておりますので数値としては今の数字であります。

担当課としての考え方については経営課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

先ほどの後藤議員の質問の答弁の中でも話をさせていただきましたけれども、基礎調査という意味合いでの意見徴収という部分で、アンケートの中では各項目に区分して、その中で回答いただいておりますのでそういった部分の中では、大変参考になる内容だったと考えております。

それは最初の言わば構想委員会の部分での分でありましたが、それ以降も、農業委員会のほうでもまた経済課、それぞれのいろんな事業の中でまたアンケート等もする中で、そういった部分の意見というものを集約しておりますので、その中で、今回、最初の前段にはそういった形でありましたけれども、それを踏まえつついろんな情報の中で、この公社の中身につきましては詰めているということで理解いただきたいと思います。

6番 上之園健三君

この農業者全体ではなく、111 件に選定、絞られたという言い方はおかしいでしょうけど、この抽出された理由というのは何ですか。

経済課長（新保哲郎君）

111 件ですね、その中身につきましては、その中で対象者ということで、農業委員農地利用最適化推進委員、認定農業者協議会役員、畜産振興会役員、そして中山間集落協定代表、新規就農者のそれぞれの方々ということで、それぞれの運営の中で抽出して、最初の前段で、部分で項目に分けて意見を聴取するという形の中では、一応もういろいろ協議する中では、構想委員会の前の段階での話合いの中でもこの件数でいだろうということで、結論の中で進めたところで結果でございます。

6 番 上之園健三君

それぞれ農業に関する関係団体の役員さんであったりということで、また 28 年度以降の就農者それに今、個人 2 名ということで今、内容を伺っておりますけれども、私が思うには、やはりこの町の全体像を把握するには、350 前後の農家さんがあるわけですので、正確には 2020 年の農業センサスでいきますと、378 農業体がございます。

全てとは申しませんが、やはり全体的な調査が必要でなかったのか、アンケートはですね、すべきではなかったのかというふうに思うところであります。

次に、中身についてですけれども先ほどは、体制について御質問されましたけれども、私はちょっと突っ込んだ中で、同じような内容かもしれませんが、人員体制についてお伺いさせていただきますが、副町長を理事長として、経済課長が業務執行理事兼事務局長、正職員が 2 名、臨時職員が 3 名という人員体制であるように思いますが、この 5 名の方については、先ほどちょっと聞き逃してしましまして申し訳ないんですが、公社で雇用される考えなのか、それとも、役場職員の出向とか公社で直接採用とかっていうのがあると思うんですけれども、この部分はどうかかなと思ってます。お聞きしますけれども。

それから、そして加えてですが、副町長、経済課長等は、この兼務する場合に、地方公務員法の第 38 条第 1 項の営利企業への従事等の制限、及び南大隅町職員の営利企業等従事制限規定というのがございますが、これらの関係法令に抵触しないものかどうかお伺いします。

町長（石畑博君）

先ほど後藤議員の答弁にも一部しましたので、重複するかも分かりませんが、営利企業という中については、今後予算が通過した時点で調整していく考えでございます。詳細については経済課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

まずは任意でのスタートという形でありますので、その中で、正職員並びに、部分につきましては、会計年度職員につきましては町からの出向とする計画でございます。

そして、地方公務員法や本町の規則に抵触しないのかというところでございますが、まずは任意でのスタートになりますので、法人設立の段階までに、法律や

規則に抵触しないよう、体制を整備して参りたいと考えております。

6番 上之園健三君

その関係法については1番大事なところですので、(数秒の間) 答弁がありますか。

経済課長 (新保哲郎君)

申し訳ありません。先ほどの報酬の関係でございました。理事長は副町長が兼務であり、事務局長は経済課長が兼務となりますので、無報酬という形の考え方でございます。失礼しました。

6番 上之園健三君

はい。その関係法令はやっぱり大事ですので、1番大事なところですから、しっかり確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、理事が、無報酬ということで今答弁がありました、無償でいいのかなと思ったりもしますが、なかなか理解しがたいなあと考えてますけれども、なぜこの職員採用を聞いたかといいますと、いただいた資料の中に人件費が計上されていませんでしたので、ましてや理事の報酬もなかったですでお聞きしたところでございます。

では、実際の事業内容というのをちょっと詳細に聞いてまいりますので、お聞きしてまいります。先ほどの答弁の中に、一つ目に総合相談支援事業として、営農指導と情報収集発信事業、初年度からそれから、2番目に就農者育成支援として、研修事業を初年度からそれから3番目に、農家経営支援として、農作業受託を2年目から労働力確保対策を3年目から、そして農業施設バンク、スマート農業推進を初年度から、4つ目の事業として、地域農業の持続性確保支援として、耕作放棄地対策を、初年度から、加えて、鳥獣対策2年目、食育を3年目からというふうに計画されている資料でございます。

冒頭ちょっと触れましたけれども、先ほどちょっともう申しましたが、これまで申し上げてきた事業というの、ここに、経済課が、毎年出されます農林水産業の支援についてパンフがございますが、これにも国県、町独自の事業等を踏まえた中であるわけですけれども、こうした事業と、どう違うのかっていうの聞きたかったですけれども、先ほど町長の答弁でございましたので、経済課で出来ない部分があるんだこうだという話をされましたので、そのことは割愛をいたしますけれども、中には、この中には、公社に移行していくという事業もあるというふうに理解して宜しいですか。

町長 (石畑博君)

今示されたその資料は、もう完成版でございますので、その中で運用して、公社は公社で4月から運用していきますけど、これはもう公社に行ったほうがいいよなあとというような事業等については移していく考えです。

それと、営農指導についても、今現在、経済課に従業員の方をお願いしておりますけれども、もう毎年ようやくですね引受けてくださいますので、そういった部分にも、新たな営農指導の部分では不足みでございますので、そういった意味を含めて先ほど申し上げましたように、提携という形の流れを、まずはつくっていきたいということでございます。

6番 上之園健三君

私としては、観光協会を引き合いに出して誠に申し訳ございませんけれども、国県の事業等につきましても、観光協会同様に、再委託できるものは、再委託をしていって、収入を確保しつつ、その事業効果を上げていくんだという考え方でよろしいですかね。

町長（石畑博君）

経済課で出来ない部分については、当然もう農業公社については、とにかく農家支援のためということでございますので、可能な部分はそうしていきたいと思えます。

6番 上之園健三君

先ほど四つ大きな事業を申しましたが、その中の内輪的などころを聞きますけれども、この総合相談支援事業につきましては、これまでの体制を整理をされて、営農指導から、それぞれ各作物部会との連携をとりながら指導していくというソフト事業で、収入はないでしょうから、このことにつきましては割愛いたします。

二つ目の農業者育成支援事業につきましては、大泊の熱帯果樹ハウスを、公社の事業として、研修施設として活用しながら、苗木生産物の販売代金を公社の収入とされる考えでしょうけれども、この施設を公社にする移行するっていうメリットが私いまいちよく分からないんですけども、現行のままでは無理なんですか、先ほど町長は、町では運営出来ないという言い方をされましたけれども、その点をもう1回説明していただけますか。

町長（石畑博君）

詳細は経済課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

大泊の熱帯果樹ハウスにつきましては、新規就農者の研修事業ということでの位置づけもございます。

そういうことから、研修事業、農業公社のほうでやってまいりますので農業公社が指導していくということで、また自主的にその部分では後藤議員の中でもありましたけども地域おこし協力隊の言えば、研修の場という形でありますので、公社で管理を行っていくと言う形の考え方でございます。

6番 上之園健三君

自主財源の少ない中で、貴重な収入源でもあったと思うんですけども100万前後ありますからね、あったと思うんですけども、その部分を公社の負担金という形で充当されるならそんな問題ないと思えますので、そのことは分かりました。

三つ目の、農業経営支援事業として、ドローンの運用益が考えられておりますけれども、初年度が見込みが0円の計上でございますので、中身の突っ込んだことは申しませんが、この件についてはドローンの活用については経済連も既にスタートしておりますので、この単価設定においては、経済連を超えない、同等以下の設定が望ましいと私は思えますので、そうでなければ量が伸びないと

いうふうに思いますから、そこは検討されればという一つの私の意見であります。

それからこの農家経営支援事業の中で、今後、公社を運営していく上から恐らくメイン事業になっていくだろうと私は思っていますが、この農作業受委託や、農福連携等の調整等が含まれておりますけれども、この関連で二つ三つお聞きいたします。

この農作業の受委託方法として、一般的に公社でありますと、直営型と再委託型っていうのはあるんですけれども、主にどちらを計画される予定ですか。

経済課長（新保哲郎君）

受委託事業につきましては、先に直営型から進めて、また地域で収入されている部分の機械の有効活用となる再委託も、実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

6番 上之園健三君

直営型を先に考えられるということでございますが、全国の平均から見ますと、再委託のほうが採算性がとれるというデータがございますので、また参考にされればと思います。そこでお聞きしたいんですけれども、この受注が見込まれる、農家戸数であったり、受益面積であったり、農作業分類、それぞれ、もろもろございますが、農業者やオペレーター等の現状把握っていうのはされておられますか。

経済課長（新保哲郎君）

全体の需要量につきましては、今後、内容も含めまして調査をしてまいりたいと考えております。

6番 上之園健三君

オペレーターとは今後の事でしょうが、受託する面積は、農業者の高齢化とともに、今後急速に増加傾向にあるということは間違いないと思います。そこで、受託した事業の業務に当たる人材確保というのは私は今後大きな問題だろうと思います。どうやって人材を確保して、それをどうやって回していくかっていうことが大事だと思うんですけれども、この人材確保策については現段階では何か考えておられませんか。

経済課長（新保哲郎君）

実質、行うという形で公表してございますラジコン草刈り機につきましては、オペレーターをシルバー人材センターのほうに依頼する方向で協議済みでございます。

また、農業用ドローンにつきましては、農業公社で直接雇用という形で、今後考えていきたいと考えております。

6番 上之園健三君

シルバーの活用もありましようけれども、この件でもう1点お尋ねしますが、ラジコン草刈り機は、もう2台購入されてございます。

そのほかの農機具、例えば耕運作業を請け負うんだとした時に、トラクターであったりとか、管理機であったりとかするはずなんですけれども、この調達方法

というか、確保の仕方っていうのは、現時点で、まあ再委託は別条件でしょうけれども、現時点でどういう方法を考えておられるのか。後々に、農業施設バンク等もございます。恐らくこれハウスとかかれこれの未利用の施設を登録してもらおうという制度だろうと思うんですけれども、この中の農機具等について、どういう方法を考えていらっしゃるのかなというところです。

経済課長（新保哲郎君）

導入が必要な農業機械につきましては、有利な国県の補助事業の活用を念頭に置いて対応してまいりたいと考えております。

6番 上之園健三君

ということは国県事業補助事業活用ということは、公社で購入ということのほうに理解をさせていただきますが、私的には離農される方々の機具であったり、あるいは利用頻度の低い農機具をお持ちの方等もいらっしゃると思いますから、そういう方々の農機を登録制にさせていただいてそれを利用させていただく、利用料金を支払っていくという方法も一つの方法があるかと思いますが、参考までに聞かれていますか。

それから四つ目の、地域農業持続性確保支援事業の中で、このラジコンの草払い機の経費が計上されてございます。初年度から5年度まで93万9000円計上してございますけれども、この活用方法と積算根拠を教えてください。

6番 上之園健三君

ラジコン草刈り機につきましては先ほど申し上げましたけれども、機械のオペレーターをシルバー人材センターの方に依頼する計画でありますので、その中で1時間当たりの作業単価に、作業時間、そして1月当たりの作業日数、そして2台分の年間稼働日数、そして機械の燃料代を換算して積算しております。

6番 上之園健三君

はい、分かりました。次に、なかなか時間がないですが、この件が私1番気になっているところでございまして、お尋ねしたいんですけれども、収支計画を見たときに、1年目の収支計画で、収入合計が、993万9000円。内訳としまして、大泊の熱帯果樹ハウスに係る売上げと、ラジコン草払い機の運用益が、事業収入として193万9000円。それに、積算根拠は分かりませんが、示されておりませんが、町からの補助金が800万円計上してございます。それに対して支出のほうはこれまで申し上げた各種事業の、事業費として665万8600円計上してございますけれども、この事業経費については私はもう分かります。こうこうだろうと分かります。ただ理解しがたいのが、繰越金として328万400円計上してあることなんです。ほかの事業よりちょっと多い金額ですけれども、すいません私も勉強不足があるかもしれませんので間違ったことを言うかもしれませんが、初年度において、予算の中でですね、繰越金が計上がありうるのかということなんですけれども、ここを不思議に思ったところあります。そして、通常なんです、単年度収支の会計であれば、繰越金というのは、決算上の余剰金、いわゆる執行残ですよ。それが生じたときに地方自治法の233条第2項の規定によって、翌年度へ繰越金として編入しますよ、していいですよっていうのが、あるいは基

金に積むという方法もありますけども、そのいいですよってというのが通常の考えだと私は思っています。んで、今度は反対に私がもらってる資料の、会計この予算が公営企業の予算だというのであれば今度は法人会計におけるところでいけば、次年度繰越金という形になりまして、・・・基準でいうところの、純資産に当たるんです。

この純資産は要するに、資本金であったり、資本剰余金であったり、利益剰余金ということになるんですが、いわゆる内部保留ということになるわけです。

でこの内部保留の基準を調べてみますと 1 事業年度における事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費等の合計額の、要するに、総事業費ですよ、の 30%程度以下が、水準とされているのがございます。この資料をいただいたときに、まさにこの総事業費の 30%に当たる金額は、繰越金として残るように計算されている内容でございます。

私が思ったのは、一般財団法人を立ち上げますと、300 万の出資金が必要になってきますから、この出資金をもとにして、財団法人は、基本的に財産の運用益が主な財源になりますから、その財源で、事業していくわけですけれども、2 期連続でマイナス決算となりますと、解散しないといけないよという規定もございませぬけれども、まさにこの 300 万円に対応するための、300 万なのかなというふうに思わざるを得ないんですけれども、この繰越金を考えなければ、単にですね、町の補助金は 500 万でいいんじゃないかなと、初年度はですね、そう思うんですが、こん年のことはまた言いません。いいんじゃないかと思うんですけれども、この繰越金に対する考え方を、教えてください。

町長（石畑博君）

今議員がおっしゃる資料は、会議の資料でございますので、それには任意組織としての位置づけで、一応お示しをしたところであります。そういった中で、任意組織という部分での運用ということで、例えば鹿児島銀行、県の農政普及課、JA の機関の方々、そういった関係の方々で一応了承いただいておりますので、後々出来た後の部分の考え方については、そういった議論まではまだその会議ではされておられませんので、そこについてはまず御理解いただきたいとおもいます。詳細今ご質問の内容については経済課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

繰越金が 300 万ということでそのことに対してございますが、冒頭議員がおっしゃられましたとおり最初の収入の部分の 3 分の 1 という形の考え方でのほうで設定がしているところでございます。

6 番 上之園健三君

分かりました。まだまだ詳細についてはこれからということでしょうから、また注視したいと思っておりますけれども、では間をずっと割愛させていただきまして、また今資本金のことをお話しましたから、財団法人になりますと社団と財団があるということは御存じだと思いますけれども、その中で、冒頭で私は全国的な事例からいきますと、構成団体も出資をして第三セクター方式でやるのが主流ですよと申しましたけれども、この 300 万に関して、町が出資をしようとしていると考えてる 300 万に対しては、この農協等の構成団体には出資依頼はされる考えはないんです

か。

町長（石畑博君）

もうそれは、その時点になったときの判断で行きたいと思います。今まだ仮定の話でですね、そこまで言明することはですね、申し上げないというふうに思っております。

6番 上之園健三君

分かりました。私がここで言うこともないでしょうから、またその折に質問させていただきたいと思います。はい。では、以後は、出資にかかる話でしたので、今後とおっしゃいましたからここは割愛いたします。

1問目のまとめとしまして時間もありますので、まとめてしまして冒頭、この公社説に関しては、奇策または名案かもしれませんねとお話をしましたけれども、私は別に法人格、私の対案としてですけれども、法人格を有する公社でなくても、町長が考えておられる業務を、専属的に行っていくような業務を進めていくような部署を配置する方法、そういう方法とか、例えば既存である集落営農組織、農作業受委託組織、あるいは農協等がやっております、受託事業がございますけれども、こうした、今現在各地で頑張っておられる地元の、本当に地元をよく知ってらっしゃる方々が、作業される方がおられますけれども、こうした活動を、育成拡大支援していく方法は、どうなのかなど。そっちのほうに私は予算を費やすべきじゃないかなというふうに自分は思っています。

地元の方は本当に分かっているから、この田んぼはどっからひってどう打てばいいどう耕運すればいい、この方はこういう性格だから、こういう仕事をすればいいというのを本当に細かく理解されて仕事をされてますので、私もそういう方々の支援をしていきたいというのが本音であります。

町長がですね、この本町の農業振興のために、何らかの施策を講じていくという事は、その姿勢あるいは発想というものを私も高く評価します。

そしてまた、この公社そのものに反対するものでもございません。

しかしながら、私が申し上げたいのは、昨今、全国、そして県内の状況を見ましても、この公社経営に関しましては、経営が厳しいという赤字経営と示唆されておりますので、そういう状況からしますと、かなり厳しい現状下にあるというふうに感じておりますので、ほかの市町村を取上げちゃいけません、同じ轍は踏まないという強い意志で可能な限り、町費を持ち出さない、収支バランスのとれた自立自走の、公社経営であるように願うところであります。

そのためには、計画策定の段階から、やっぱり慎重の上に慎重を期して、計画立案をしていただくよう願うところであります。

そしてこの公社の設立に関しましては、準備委員会の決議も大変重要で重いものがございます。そしてまた、町長の公約でもありましようから、覆ることはないと思いますけれども、ほかの農業振興策を探っていくことも、選択肢の一つであるというふうに、自分は思っています。

そういうことで、1問目の最後に、議会は2元代表制の一翼を担うものであります。町長の提出された議案に対して、議決する、最終責任者は、最終的には、町長と同等に、議会、そして議員にもあると私は思っています。でありますから、本計画につきましてもですね、双方が納得できる制度設計になるように今一度、熟

慮いただきますことをお願いを申し上げて 1 問目を終わりたいと思いますが、ありますか。

町長（石畑博君）

私も重々公社の全国的な部分では経営等については厳しいものだというのは重々承知の上でございます。

そういった中で今、議員がおっしゃいましたとおり、例えば高齢になられた方々が、300万400万のトラクターをまだお持ちなんですね。

そういった機械的なものを機械バンクとか、そういったのを利活用させてもらって、なるべく負担のない、そしてまた高齢農家の方々も、ありがてどなあと言っていただけのような、そういった公社の在り方として利益でもうかるための公社じゃなくて、やはり繰り返し申し上げますけれども、農家の方々が頼られる公社という部分で、機械バンク、そしてまた人材バンク、そういったのを、今後うまく取り入れていきつつ、うちの町なりの公社として、運用出来ていければいいと思いますので、そういった意味では、また、これから先もいろんな意味で、いろんな立場の方々の御意見をお伺いして、運用にこぎ着けていきたいと思いますので、御理解賜ればというふう思います。以上です。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に上之園議員の第2問、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正についての第①項空き家対策特別措置法の一部改正に伴い、本町に及ぼす影響をどのように捉えているか、伺うとのご質問でございますが、空き家等対策特別措置法は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律で、今回の改正法案は、空き家等の適切な管理、及びその活用を一層促進するため、適切な管理が行われていない空き家等に対する措置の拡充等を盛り込み、今国会に提出されていると承知しております。空き家の増加とその適正管理は、全国的な社会問題となっており、人口減少が進む本町においても大きな課題であると認識しております。今後につきましても法律改正や、国が示すガイドライン等の情報に注視しながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

6番 上之園健三君

すいません時間もせまってまいりましたけれども、この空き家対策の特措法に関しましての解釈は、町長の答弁のとおりであると思います。

国のほうは、これまで特定空き家とされた部分に加えて、家が建ってても、管理不全の住宅であれば、こうですよという固定資産税の優遇措置は外しますよっていうような形の内容の文面でございます。まだその詳細がまだ示されておられないのでどういう形のを、管理不全というのかということの詳細はですね今後出てくると思いますので、注視したいと思うんですけども、一つお聞きしますけれども、これまでの、特措法の中で、特定空き家として、指導勧告、あるいは行政代執行とされた案件がございますか。

町長（石畑博君）

詳細については建設課長に答弁させます。

建設課長（中之浦伸一君）

これまでに、特措法に基づく指導、勧告、行政代執行の事例は本町ではないところでございます。現状としましては、先ほど後藤議員への答弁でもありましたとおりですが、所有者への文書連絡と空き家等解体撤去補助金の交付を実施しているというところでございます。

6番 上之園健三君

なるべく重複しない内容のところでお聞きしたいと思います。指導勧告あるいは代執行がないということですので、あれですけれども今回の改正が、先ほど言いましたけれども、特定空き家とされたものに加えて、一定の管理がなされていない空き家まで拡大されたというのが事実。そこにかかる固定資産税、宅地の200平米の6分の1の軽減が解けるとというのが、今回の考え方なんですけれども、本町にもこうした特定空き家までいかないけれども、人が都会に住んでらしたりとか、管理人がいなくなったという感じで特定空き家までいかないけれども、管理がなされない住宅というのは、数多くあると思うんですね。

そういうのが対象になってくるわけですけれども、町のほうで、どういう基準を引かれて今後改正される特措法の改正も踏まえて今後調査をされると思うんですけれども、その段階でどういうライン引きというか線引きをされるかを見てみたいと思うんですが。

ただ、これが出てきますと、どうもこの納税者泣かせの法改正に私は見えるものですから、そうしたときに、納税者に対してやっぱり一方的に税が6倍に上がるっていうことは、許しがたいところがありますので、それに対しての緩和策は何か考えたらんかなということでは思っているんですけども、何か今の段階で、6分の1が解ける、税金が上がる、それに対する緩和策ってというのは何か考えられますか。

町長（石畑博君）

住めない家については、基本的にはもう御本人の財産ですので、今現在も、100万を超えた場合に30万の補助をやっております。

そういった補助を活用されて、解体撤去が1番望ましいと考えますけれども、国の法律としての姿でございますので、まだ具体的に本町のみでどうこうという部分にはまだ至ってないところでございます。補足はありますか。

建設課長（中之浦伸一君）

緩和策はということでございますけれども、まず特措法はもう法律です。

それから、軽減措置がなくなるということも税法の関係もありましてそこはもう変えようもないところでございます。町としての緩和策は何かといいますと、所有者の解体費用の負担の軽減、緩和ですね、という意味であれば、現在行っております空き家等解体撤去事業補助金、これは緩和策の一つではないかというふうに考えます。

6番 上之園健三君

緩和策をお聞きしましたけれども、私も思うところに、今回の新年度予算の中

で、定住促進に係る、解体加算の新設がございました。また地域加算もございましたけれども、変更がございましたが、今現行で実施されております空き家等解体撤去補助金、これは上限額 30 万で補助されてますけれども、これのですね、上限を引き上げるなり、あるいは事業費の 2 分の 1 に拡大するなりとこうした軽減策等、加えてですねもう一つは、住居以外、ようするに空き家という定義は、住居、住宅ですので、住居以外の倉庫牛小屋、そういう等々ですね、単独でも使用できる、補助対象になるような制度改正というものを提案をしたいところでございます。そういう補助事業等今、建設課長がおっしゃったような補助事業等を拡充しながら、空き家の解体を促していく方法が 1 番の緩和策なのかなというふうに思いますれば、おっしゃるように、災害等以外には、税金等も減免するわけにもまいりませんので、それにかわる代替策というものも私は必要になってきますから、地域住民の安心安全、生活環境を守る上からも、こうした解体に関わっていかれる関係者の負担軽減のためにも、何らかの軽減策が必要だと思いますので、施行は来年 4 月だと私は聞いておりますが、その間に何しかの軽減策を考えていただきますようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。遅くなりました。ありがとうございました。

議長（松元勇治君）

次に、津崎淳子さんの発言を許します。

[7 番 津崎 淳子 さん 登壇]

7 番 津崎淳子さん

旅立ちの春を迎え、日増しに暖かさを感じています。3 月 13 日より、コロナ対策のためのマスク着用は、個人の判断となりました。

まだ、コロナ感染を警戒しつつ、着用されている方も多く見受けられます。

先日、卒業式の様子がテレビで放映されマスクを外した子供たちの明るい生き生きとした顔を見て、コロナ終息宣言は、まだありませんが、前を向いていけないと感じました。

さて、今回は通告しておりました 4 問⑦項について質問をいたします。

避難所について、1 問①項、避難場の環境整備について伺います。

②項、避難所の利用方法について伺います。

次に、街路灯の整備について 2 問①項、街路灯の整備状況について伺います。

次に、教育環境整備について 3 問①項、運動会、体育祭の開催時期について伺います。

②項、佐多地区が 2 年後に小中一貫校になる予定だが、制服はどのように考えておられるのか伺います。

③項、小中学校の子供たちへ制服等を含めた支援制度について伺います。

最後に、4 問は、先ほど後藤議員の質問の中で、特定地域づくり協同組合制度は出てきましたが、まだ新しい中身を知らない方も、いらっしゃるかと思いますので、まず、特定地域づくり協同組合制度がどういったものか、どういった取組なのか、特定地域づくり協同組合制度の概要について伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

町長（石畑博君）

津崎淳子議員の第1問、避難場運営についての第①項、避難場の環境整備について伺うとのご質問でございます。

近年の台風や自然災害は、非常に強い勢力まで発達し、特別警報の発令や、大雨による浸水被害、土砂災害の可能性が高まり、早め早めの避難の呼びかけが重要であると認識しております。

避難所については、国の交付金等を活用し、テレビの設置や空調施設等の設置、プライバシー確保のパーテーション、簡易ベッド等の配置を進め、必要となる資機材の整備に努めております。

7番 津崎淳子さん

避難所の空調施設や簡易ベット、テレビ、など、インフラ整備が進んだということがうかがわれます。

町民の方たちから避難所に避難され、何点か気づかれたこと、要望等をお聞きしましたのでその内容を伝えます。

トイレを使用したら汚かったり、スリッパはぼろぼろで数も少なかった。

着替え場所やベットの避難部屋の表示がないので、あったほうがよいのでは。

大型扇風機の音が大きくて寝れなかった。テレビを設置されたが、一部の方が占有されて観れなかった。

掃除があれば片づけて帰るのにと、また、配置職員の方が寝ずに、不都合がないか声かけをしてくれてうれしかった安心したなど、以上、御意見御要望、感想などをお聞きしまして、共同使用場所であるトイレの整備や、電灯、屋根など、梅雨や台風時期に、施設点検をして、準備可能な物品を補充していただきたいと思いますが、避難場所の点検はされているのでしょうか。

町長（石畑博君）

いろいろですね避難所につきましての御意見の中で非常に苦情的なものもあったということで大変申し訳なく思っております。

今ご質問の、避難所につきましては総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

避難所の清掃の件でございますけれども、うちの避難場所が廃校跡地等も多くございますので、そこについては、事前に避難が見込まれる場合には清掃をさしていただいております。

ただ、避難所の清掃道具等についても不備な点も長く使ってない部分もあつたり、そういう点も見うけられたかと思っておりますので、今後につきましては、事前に点検し、今年の台風等については特に、ちょっと長場になったこともあつて、補充等も含めた、検討も今後していきたいと考えております。

7番 津崎淳子さん

普段使用してない場所も多くあると思いますので、ぜひ、台風、梅雨時期前に事前に点検していただいて備品の整備のほうも、していただきたいと思っております。

次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

津崎議員の第1問、第②項、避難所の利用方法について何うとのご質問でございます。

避難所の開設は、災害が発生し、または発生するおそれが予想される場合に開設しております。

避難所での生活は不慣れな環境で、多くの人と共同生活を送ることから、大変なストレスをもたらすこととなりますので、お互いに協力し、譲り合って利用することが重要であると考えております。

7番 津崎淳子さん

本当に、避難所で一次避難は命を守るための行動で、必要最低限の備えで一時的に避難します。二次避難は何らかの被害や倒壊の恐れなど、問題がある場合などに、生活環境の整っている避難所への長期避難です。そのことを踏まえた上で一次避難場所は、先ほど町長が言われましたけど、大変なストレスを抱えますけど、お互い協力して譲り合うところは譲り合うということだと思っております。

なるべく本当に自分のことは自分で行い、出来ないところは住民同士で助け合いです。

しかし、何もかも配置職員にというのは大変だと思います。

ただ、配置職員は自分の家族を置いて寝ずに管理、見守りしてくれています。

また、先ほど意見があったように、テレビを一部の人が占有してほかの人は観れないので、譲り合い、助け合い、声かけで集団生活する上でのルールがやはり必要だと思います。

毎年広報にて防災避難について等掲載されていますが、一次避難について、避難所でのルールについて、ルールブックを作成し、広報に掲載し、周知し、避難所にも、貼るか置くかするべきかと思っております。

また、避難所に配置された職員からの意見も聞き、みんなが安心して避難できる場になるためにも、必要だと思いますがいかがでしょうか。

町長（石畑博君）

避難所運営はなかなかその場所場所でも条件も違ったり、なかなか来られる方も大変ですが、配置職員も苦勞もしているところでございます。

避難所としては、とにかく環境がいいようになるべく努めていくつもりであります。詳細は総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

地域防災の推進につきましては、自助共助公助の役割があると思っております。自分自身で災害に備えることや、地域での助け合い、あるいは行政からの支援の役割があると考えております。

その中で、避難所内での集団生活のルール等のガイドブック化、ここの細かい部分については、避難所生活でのルールやマナーについて、今、南大隅町の防災

マップに一部掲載されておりますので、まずはその部分を避難所等に掲示をしていきたいというふうに思っております。

また、広報紙等を活用して避難所での集団生活等のルールやマナーについても、住民の方に周知を図っていきたいというふうに思っております。

7番 津崎淳子さん

周知していただきたいと思えます。ルールブックのほうですけど町民の方が分かりやすいというか、例えば先ほど言ったようにテレビを占拠してる、独占されてるっていうのを、皆さんと一緒に観れるように、譲り合いましょうとか、もっと優しくやわらかく、皆さんが理解できるような言葉、例えばごみは各自で持ち帰りましょう、自分の使ったところはきれいにして最初の状況に戻しましょうとか、分かりやすくもう少し皆さんも、少しちょっと努力をしていただくような分かりやすいルールブックも必要かと思えますので、また重ねて検討していただきたいと思えます。

次の質問をお願いします。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

14 : 00

～

14 : 07

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、津崎議員の第2問、街路灯の整備について、第①項街路灯の整備状況について伺うとのことですので、ご質問でございます。

本町の商店街街路灯につきましては、根占地区118基、佐多地区38基が設置されております。

これまでの維持管理におきましては、平成21年度において、LED化を町内全域の街路灯で実施し、平成25年度から長寿命化対策として、年次的に補修事業を行ってきたところであります。

また現在の街路灯は設置から25年以上が経過し、設備全体の老朽化が進んでおりますことから、商工会や街路灯管理組合の改修要望を受け、今年度、改修に向けた調査事業を実施したところであります。

今後の具体的な改修計画につきましては、老朽化が著しい佐多地区から取り組むこととしており、年次的に改修を進めてまいりたいと考えております。

7番 津崎淳子さん

今回の改修は町が事業主体ですか。また、維持管理、電気料や修繕料はどこが担うのでしょうか。

町長（石畑博君）

昨年、商工会そしてまた街路灯組合の連名で、もう維持管理が困難であるという要望を受けまして、今年度は佐多地区ですけれども、町のほうで設計積算をしまして、まずはLED化を図りたいと思います。

旧根占地区におきましては、国道の歩道の改修計画が、来年度の予定の計画に入っておりますので順次していく考えです。

維持管理につきましても、もう、現段階ではもう町でLED化ということで省電力系にすることで、低減化されますので、町としての管理にしていきたいという考えであります。

令和5年度は、佐多地区のほうの調査、設計、また、事業費が確定次第事業費によりますけれども、補正予算でお願いしまして、令和6、7で、旧根占の鹿銀側、そしてまた反対側を歩道の改修に合わせてする予定です。

7番 津崎淳子さん

では、これから町のほうが担ってほしいという要望があって、担っていくということでしたら、通り会の負担は今後なくなると理解してよろしいでしょうか。

町長（石畑博君）

そのような方向で考えていきたいと思います。

7番 津崎淳子さん

本当に通り会のほうの会員数が減少して、電球交換の費用の捻出も難しく、無灯もあり、解散も考えている通り会もありますので、本当に町が担っていただくと助かると思います。次に改修予定の街路灯のデザイン等は検討されていますか。

町長（石畑博君）

今年度ま設計積算をしますので、今のところでは、町並みにあった形で、旧佐多地区旧根占地区、そろえていきたいという考えでデザインについてはまた決定しておりません。

7番 津崎淳子さん

改修後の街路灯は維持管理費が高額にならないよう、エコで、車や、大人や子供からも見やすく明るい街路灯を望みます。

町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（石畑博君）

旧根占は割と広い道路ですけど、旧佐多につきましましては現状の場所からもなかなか移設も不可能とったりしますので、現位置にあるところを、建て替えという設計積算をさせてもらいまして、施行につなげていきたいというふうに考えています。そういう答弁で良かったですね。ちょっと1つ忘れてるような気が。

7番 津崎淳子さん

繰り返し、改修後の街路灯が維持管理費が高額にならないよう、エコで、車や大人や子供からも見やすく明るい街路灯を、私は望みますが、町長はどのように、考えていらっしゃるか。

町長（石畑博君）

施設の基本的なスタンスとしては、歩く方々にも、優しい街路灯のイメージであって、そしてまた車の側からは、視認制度の高い街頭柱にさしていただいたことで町並みが明るくなったなあというイメージの、まちのイメージが変わったというような、そういった施設の方向に検討していきたいと思います。

7番 津崎淳子さん

私は、令和元年6月にこの街路灯について一般質問し、提言、要望しましたけど、いろいろな仕組みがあって全然動きが見えず、街路灯の明かりが消えつつだんだん景観も寂れた感じもあり、防犯上も心配でした。

やっと町が主導してくださり、通り会の方たちも町民も安心し、中心地の明かりがともることで、町全体が元気をもらい、観光客の方にも良いイメージアップになると思います。防犯の上でも、犯罪抑止効果もあります。よかったです安心しました。

次の質問をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

津崎議員の第3問、教育環境整備について、第①項運動会、体育祭の開催時期について何うとのご質問でございますが、令和5年度の開催時期は、例年と同様で、根占中学校は9月10日、日曜日、佐多小学校と第佐多中学校は合同で、9月17日、日曜日、神山小学校は9月24日、日曜日に開催の予定であります。

7番 津崎淳子さん

例年どおり9月中旬、初旬、下旬、9月に実施されてるということですが、毎年熱中症になり、倒れたり、後日、病院受診したりすることが多いとお聞きします。

待機所にはテントを設置し、水筒も置いておりますが、編成所にはテントもないし、保護者や祖父母の方から、時期を変えるべきではないかと言われました。

鹿屋市やほかの市町村でも見直し、秋から1学期に行われています。

開催時期の見直しを検討する考えがないか、お伺いします。

教育長（山崎洋一君）

ありがとうございます。運動会、体育祭につきましての開催の決定については、学校長が判断をいたします。そのために、当然、保護者の方から意見を聞いたりして、最終的には職員と話し合いをして決めていくと思います。

ただ、5月開催と、10月開催でのメリットデメリットをよく考えていかないと、例えば5月開催だと、学級担任の子供の掌握の仕方、子供たちの能力の把握、それから、体育授業の発表という場になってくると限られてきてしまうわけですね。

そんなことを考えると、やっぱり10月のほうがいいのじゃないだろうかあと。

ただ、熱中症のほう考えると、熱中症対策を考えながら実施していく、というような方向で今検討されているところです。

ただ、教育委員会としましては、この日にしなさいというわけいきませんので。

ただ、県下の状況はこういう状況だよというような資料も出しながら、検討してみてくださいというような方向性を示していきたいというふうに考えております。

7番 津崎淳子さん

本当に、現在の9月の暑さというのはもう昔と比べて、尋常ではないかと思えます。温暖化の影響も考えられます。

開催時期については先ほど教育長が言われたこともありますが生徒や保護者の意見なども聞き取りして、学校運営協議会でも、再度また議論して検討していただきたいと思えます。次の質問をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に津崎議員の第3問第②項。佐多地区が2年後に小中一貫校になる予定だが、制服はどのように考えておられるのか何うとのご質問でございますが、小中一貫校の制服は、学校は保護者と協議して決めることになってはいますが、今のところ、現在の制服をそのまま活用する考えであります。

7番 津崎淳子さん

現在の町内の小中学校は、登下校は制服で、校内では、体操服に着替えていると聞きました。

保護者からは、制服は汚れたり破けたりせずきれいだよ。でも、成長するので、きれいだけど、買いかえないといけない。制服の必要性があるのか、と、投げかけられました。

以前、根占中の朝の立哨に立ったとき、校門までの坂道を、夏の日など、汗びっしょりの姿を見ると、夏は体操服での登下校でもよいのではと私は感じました。

もちろん、制服の利点もあると思えます。

また、近年は、男女が明確に区別された制服を着るよう強いられることが心の重荷になる子供がいます。

ジェンダーへの配慮されたジェンダーレス制服があると言われ、制服選択制も増えています。

保護者や生徒の意見も踏まえた上で検討して、経過もきちんと説明していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

今、制服の問題につきましては全国的に大きな問題として、しかも学校、生徒、保護者、一緒になって、制服を考えてみましょうというようなことで今やっています。

この前はテレビで、錦江湾高校のことが出ておりました。そしてもう一つは、ジェンダーレス化の問題を、このことも踏まえて、制服を変えていくということになっていくだろうと思えます。

ただ、早急にという場合じゃなくて、やっぱりじっくりと、しっかりと、議論をして、変えていく必要があるんじゃないだろうかなと思っております。

教育委員会としましては、制服を替えなさいというわけいきませんので、学校は保護者、生徒、いろいろ一緒になって考えていくことが必要だというふうに考えております。

7番 津崎淳子さん

いろんな側面からも考えていただき、また議論して、検討していただきたいと思います。次の質問を。

教育長（山崎洋一君）

次に、津崎議員の第3問第③項小中学校の子供たちへ制服等を含めた支援制度について伺うとのご質問でございますが、令和4年度から宮迫武蔵・オノリ教育基金を活用し、小学校、中学校の入学時に制服や体操服、かばんなどの購入の助成として、入学支援金を一律5万円を補助しておるところでございます。

7番 津崎淳子さん

入学支援金5万円は大変ありがたいと思いますが、入学時に準備するものはたくさんあります。

ランドセル、学生鞆、補助バック、制服、体操服、上履き、帽子、教材費など、中でも、制服は入学時に購入し、子供の成長に伴い買い換えなければいけません。スライドをお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは神山小、根占中学校の制服購入価格です。ジェンダーも考慮し、男女と記載しておりません。

小学校では、制服、体操服、サイズにもよりますが、左めのほうは、2万1745円から2万5580円です。上段の右めのほうが2万3110円から2万7785円。下段の根占中の入学時の販売価格は、左めのほうが5万295円。右めのほうが6万2395円。

これに、中学校の通学鞆、1万2300円、補助バック4200円、皆様は、これをどう思われますか。

これで入学時に購入し、途中でまた、制服を買い換えるとなると、負担が大きいと考えます。文部科学省の平成30年度「子供の学習費調査」が公表されておりますが、幼稚園から高校までが公立、私立により異なりますが、541万から1829万幼稚園から大学まで1000万から2700万です。すごいです。本当に人にかかる費用がこれだけかかれば、産むのも考えるだろうし、少子化になるのではと思います。

本当は国がすべき施策を、我が町は、町長の三つの思いの子育て世代の支援で、保育料無償化、給食費無償化、佐多地区からの鹿屋市の高校への通学を可能とする高校通学と、コミュニティーバス実証運行事業と、次々と、展開されています。

県内でも、本当にこれだけしているのではないのではないかと思いますし、すごいことだと思います。

その上で、制服支援をといたら、異なるご意見があるかもしれません。

支援を考えずに、何か方法がないかと考えました。買い換えをするときに、使わなくなった制服を販売店が、中古を買い取っていただき、安価で販売するリユ

ースで販売する流通が出来ないかと聞いたら、古物商許可書がないと出来ないと言われました。

また、森田議員がP T A会長の際に、P T Aで要らなくなった制服を寄附していただきP T Aでバザーをと計画まで行ったけど、頓挫してしまったそうです。

何か方法が見つからないかと、やはり、入学支援金とは別で、制服支援金を考えていただきたいとの考えに至りました。

教育長、町長はどう思われますか。

教育長（山崎洋一君）

いわゆる再利用の関係につきましてはいろんなところで、今工夫されております。

先ほど津崎委員が、森田議員がP T A会長の時代にP T Aでということ、これは、鹿児島市内の中学校のP T A事業部では、これ結構やっております。

そして、その幾つかを学校がストックして、ストックしたものを、例えば生活困窮の子供たちにはそれを与えると、貸してあげるというかたち。

そんなふうにして取り組んでるP T Aも結構ございます。

ただ教育委員会がそれをリユースの関係をするというのはちょっと問題があるのじゃないだろうかと思っておりますので、とにかくそういうような方法があるということは、学校側に伝えて、学校側がP T Aとともに取り組んでいただくことが最善の策じゃないだろうかなと考えておりますので、その方向性を見いだしていけたらと思っております。以上でございます。

町長（石畑博君）

この入学支援金 5 万円というののものが、たしか制服代とか体操服代のその分として内部検討した中で、新しく小学校に入る人、中学校に入る人に対して、妥当な額として 5 万円を定めております。近隣市町にはもうこれは当然ないわけでございますので、今のところではこの 5 万円で、これでもありがたいとおっしゃってくださってるものですから、この額で当面はいくべきかなということで、現段階では額はこの額でお願いしたいというふうに思っております。

7 番 津崎淳子さん

教育長からまたいろんな方法があるということで、教育委員会のほうからも学校、P T Aのほうに方法とかを提言していただきたいと思えますし、中古販売のところもあるということはお聞きしたんですけど、近隣にないので、そこら辺も本当に困窮世帯とか、そういう情報とかをもしあれやったら、方法を教えていただきたいと思えます。

本当に、重々分かってるんです。子育てにはでも支援が必要ではないかと本当に兄弟姉妹がいれば、教育にかかるお金が膨大で、家計が厳しくなると思えます。

今の施策の数々でも我が町は子育て日本一と自慢出来ますけど、さらなる、さらなる施策として、制服支援を、また検討していただきたいと思えます。

次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、津崎議員の第4問、特定地域づくり協同組合制度についての第①項、特定地域づくり協同組合制度の概要について何うとのご質問でございます。

制度の概要といたしましては、地域人口の急減に直面している地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を、4社以上の事業者の出資により設立し、特定地域づくり事業という季節ごとの労働需要等に応じて、複数の事業者により、労働者を派遣する事業でございます。

その場合、鹿児島県知事が一定の要件を満たした協同組合として認定を行います。この認定により、労働者派遣事業を許可ではなく、届出で実施することが可能となる制度でございます。

7番 津崎淳子さん

この組合を設立するメリットを教えてください。

町長（石畑博君）

今年度ですね、これは可能性を見いだすという考え方でありまして、うちの町にこの制度がふさわしいかどうかについては、これを議論していくという考え方でございます。

詳細については企画課長に答弁させます。

企画課長（相羽康徳君）

制度のメリットの御質問かと思えます。地域人口の急減に直面する地域ということで、先ほど町長が答弁いたしましたけれども、人手不足に対する担い手不足の確保のために、労働者派遣事業を許可ではなくて、届出で実施することが可能となります。

国県より、組合の運営費については、財政措置も受けられますので、そういった部分でメリットになるかなというふうに考えております。

7番 津崎淳子さん

農業や水産業など、繁忙期の期間に派遣することも出来ます。

介護職などの事業とかもう慢性的な人手不足が地域で起こっております。派遣労働者は、この仕組みを企画課にも教えていただいたんですけど地域内外からも採用できるということをお聞きしました。

先ほどの、町長が後藤議員の答弁の中で、組合を設立されているところで苦慮されているとのことですけど、これから設立をされようとしているところもあります。

錦江町は準備段階に入っているとお聞きしました。

また先ほどの条件の4社以上となっておりますが、会社だけでなく1人農家でも、1人事業者でも可能とお伺いいたしました。

設立から運営まで、鹿児島県中小企業団体中央会が、手厚くフォローアップしてくださるということだそうです。

町長の施政方針にありましたブロンズ人材センターについては、その在り方と方向性の見直し、特定地域づくり協同組合制度の活用等を検討していくとのことですが、この組合は、まだ検討していく段階なんですけど、町が設立して、もし

なるようでしたら町が設立し、ブロンズ就業支援協議会が運営するのか、またどのように関わっていくのかお伺いいたします。

町長（石畑博君）

今、ブロンズ人材センターでいわゆる同等の業務に類似したことをやっております。

そういった中で今この特定地域づくり協同組合がですね、国の・・・手だてがあることでいい事業だということだと思っております。ただこれには出資者の必要もあるし、そういった方々がいないと出来ないことでありまして、それで対象の事業者の方々に御案内を申し上げて説明会等をしていって、それで、もし賛同されるのであればその方向で取り組んでまいります。仕事の需要量とか、そしてまた、ずっと通しに仕事がないといけない部分もありますし、沖永良部の和泊町の例を申し上げますと、月額 18 万の、やはり地域おこし協力と同額の支払いが必要となります。その費用の収入がないとその不足分についてまた補填が必要となってまいりますので、慎重な形で取り組んでいきたいと思っております。

ただ先ほどメリットに追加をしますと、いわゆる届出で済むんですけども、通常はハローワークですけども、職業安定法違反にならないように届出をするという、プラス農繁期等の時期に、アルバイトの方々を紹介あっせんする業務、これは特定で認められているということでございますので、そこも含めた形で、うちの町で運用できればその方向でいきたいと、可能であればもう今のブロンズ人材センターが、先ほど申し上げましたけれども同様等の業務もしておりますので、今後調整をすることも出てくるのかなという考え方でございます。

7番 津崎淳子さん

ブロンズ人材センターですが、本当に町民の方々から必要性を問うことが多くて、ブロンズ人材センターの在り方を、今、見直す時期ではないかなと私は思います。

先ほど町長も言われましたけどブロンズ人材センターは職業情報を、紹介はできるんですけど、職業あっせんすることは違法なので、今までの求人情報や、移住、定住情報の提供や相談等されたスキルを生かして、ブロンズ人材センターが運営していけば、スムーズに移行できるのかなと思います。

またブロンズ人材センターへの補助金を、毎年町のほうからしてますが、先ほど後藤議員が言われましたように、これをもし行うことによって町の負担は実質 8 分の 1 となりますので、大幅に削減できるのではないかなと思います。

検討の今段階と言われましたけど、もし、進めていく上で何年後をもしできれば、目途を考えられているのか、まだまだ検討が必要な段階なのか、お伺いします。

町長（石畑博君）

設立年度については、可能な限り早くしたいわけですがけれども、要はもう出資者の方々の御理解も必要ですので、地域によっては、JAさんとか、ニシムタさんとか、そういった商社さんも、入っていらっしゃると思いますので、幅広い町内全域に影響のあるような、そういった運用ができる形を早い段階で説明会等を申し上げて方向性を早く見出していければと思いますので、時期についてはお時間いた

だきたいと思います。

7番 津崎淳子さん

この事業は、町内の第一次産業の繁忙期の人材確保はできるし、担い手の確保も出来、派遣労働者は、移住された方もですが、安定した雇用環境と一定の給与水準により、安定して仕事に従事出来ます。

また、複数の職種を経験できるため、自分に合った仕事が見つけれ、事業継承や企業、正規雇用へとつながります。

町としても、就業支援になり町補助負担も減り地域の人手不足解消と活性化になるし、定住人口増加、人口流出の抑制も期待出来ます。私は良い事業だと思うので、方向性を見いだして検討を重ねていただいて、進めていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治君）

次に、森田重義君の発言を許します。

[2番 森田 重義 君 登壇]

2番（森田重義君）

3月会議一般質問、最後を務めさせていただきます森田重義です。

本日は、昨年度の3月議会、石畑町長町政が1年間を終えたなかで私のほうからの評価といたしましては、安全運転ということを申し述べさせていただきましたが、昨年の10月以降からコロナも落ちつきをはじめながら、各種行事・消防団活動等を進めてまいりました。

その安全運転を進める中で、町長が左右確認が出来た1年じゃなかったかと思っております。

それにつきまして、自治会、消防団、コミュニティ組織と防災組織、こちらの在り方についての2問5項の質問をさせていただきます。

1問目、こちらは施政方針で述べられておりますとおり、将来に亘り夢の持てる政策3つの親柱の1つ、自治会活動の支援について。

①項、自治会の現状（地域コミュニティ機能）をお伺いいたします。こちらの①項につきましては、現在の自治会の数と活動の低下を相談等をあらわれるかと思しますので、そちらの把握が出来ている数値等をご回答いただきたいと思ひます。

②項目、地域担当職員の地域への関わりを強化することで、地域活性化に繋がるかお伺いいたします。こちらは地域担当者として職員数が何名配置されているか。その職員の処遇等、手当等ですね、そちらのほうが発生しているのかご回答お願いいたします。

③項、自治会の再編の考えはあるのか。こちらは所信表明で町長が自治会組織の見直しへの取組みを挙げられておりましたので、今現在のお考えをご回答願ひます。

2問目、地域自治会の活性化にも連動する消防団についてご質問いたします。

①項、地域防災能力は充実していると思われるかお伺いいたします。これは先日の消防団の防災技能向上訓練あられたかと思ひますが、そちらのほうを見られて、

今の消防団、防災力、どのようにお受け止めなられたかをお伺いいたします。

②項目、消防団員数、分団編成、資機材装備は適正と思われるかお伺いいたします。こちらは数回私のほうからも一般質問させていただいておりますが、消防団が今、防災防火能力が今現状適正に出来ているか、町長の今の所見をお伺いしたいと思います。

以上で、私の壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

森田重義議員の第1問「将来にわたり夢のもてる政策、三つの親柱のひとつ、“自治会活動の支援”について」の第①項「自治会の現状（地域コミュニティ機能）を伺う」とのご質問でございます。

現在、南大隅町には住民にとって一番身近な地域コミュニティとして、根占地区72自治会、佐多地区45自治会の117自治会がございます。

このうち、86自治会が30世帯未満の自治会となっており、全体の約7割を占めております。

ほとんどの自治会が過疎高齢化による加入世帯の減少がみられ、共同作業や役員の担い手不足などの課題を抱えている現状が見受けられます。

2番（森田重義君）

今、自治会数117ということで、町長も施政方針等でもお掲げしているとおりと、先日の自治会長会、そちらの会長のほうからもやはり会長の担い手がいらっしゃらない。

本日の一般質問でもどの分野におかれましても、やはり担い手不足、人手不足というものが深刻な問題かと騒がれております。

先日、鹿児島県におきましても県知事のほうから、全国よりも本県は5年早く少子高齢化の波が来ているということで、本当に早急にこの対策は問題提起しながらつつも、解決を急がなければならないものではあるかと思いますが、私が今回この自治会におきましてご質問させていただいたのは、今回その人手不足をどう解消で町長がお考えの施策を持っていらっしゃるのかの質問なんですけども、そちらにつきましては、何か持っていらっしゃいますでしょうか。人手不足の自治会です。

町長（石畑博君）

今の時期ですね、それぞれの自治会では役員の選出をされるわけでございますけれども、まずはこの役員の成り手がいないというのが非常に現状でございます、20世帯あった自治会でも、聞きましたら2票で当選したとかですね、そしてまた、選挙で決まっても今度は本人の承諾がなしに報告が来てですね、通知をしますと「おや、受けちゃらんと」、そういったことも出てきている状況でございます。

自治会の運営については、それぞれ自治会で違うんですけども、輪番制もあれば毎年選挙もあったり、そしてまた、10世帯等の少ない自治会では、もう若い方々が2人もしくは3人で交代で話し合っているかという流れのそういった自治会もあるところであります。

そういった中で人手不足というのは本当にこれ大事なことであって、自治会長の

成り手がいないというのが現実的な話で、特に小さい自治会ではそういった部分があって、自治会内での色んなこの人間関係の部分で厳しくなっているというのも現実であります。

人手不足の解消という部分で抜本策というのではないわけですが、いかにこの自治会の運営、これは自治会の運営は町の行政が一番お世話になる一番おもとでございまして、こういった方々はこういった組織を大事にしていくべく中では、後持っても出てきますけども、地域担当職員という部分で担える部署はそうしていければということで思っております。

人の部分というのについては、十分ではないという認識でございまして。

2番（森田重義君）

今、人手不足について、これは地域コミュニティにおきましては本当に難しい問題かと思っております。

昨年所信表明で町長が述べられたとおりではあったんでしょうけども、この自治会組織の人手不足の解消、役員におかれましてはなんですけれども、これの解消というのは、昨年におきましては私もスモールタウンとかそういう一般質問等で上げたこともございましたが、やはり地域には地域の独特な文化・習慣等もございまして、数がいるからその活動ができるというわけでもないというのは十分認識しておりますので、それにおきまして、②項目の町長からも出ました地域担当者の配置を置かれているということで、②項目の質問に移りたいかと思っておりますのでよろしく願います。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、森田議員の第②項「地域担当職員の地域への関わりを強化することで活性化につながるのか伺う」とのご質問でございまして。

地域担当職員は、地域や自治会と行政とのパイプ役として、担当地域への情報の提供や地域づくりへの支援・調整活動を行い、地域の皆さんと一緒に課題や問題を探り、その解決方法を検討することを目的として、各自治会に配置いたしております。

現在の主な役目としては、「地域振興設備整備事業」や「南大隅町スマイル支え合い活動事業補助金」の申請支援、実績報告書作成補助や情報提供などの活動を行っており、地域の方々と一緒に自治会活動の活性化を図っております。

2番（森田重義君）

今、地域担当者が事務的な支援等を、今スマイル支え合い事業ですね、そちらが自治会への支援ということで、地域担当職員が関わっているということをお答えいただきましたが、私も支援につきましては、どうしても金銭的なもの、財源的なものです、あと人力、労働的なもので、奉仕活動にしろ人手が要ります。

この支援、あとは先ほど補助申請とか会計等の事務的な支援、この3つが自治会で今困難と思われる支援の施策を取り組まなければいけないものかと思っております。

今のこの地域担当者職員の配置数値というものがまだご答弁いただけてないん

ですけれどもお教えいただけますでしょうか。

町長（石畑博君）

数値等については企画課長に答弁させます。

企画課長（相羽康徳君）

地域担当職員でございますけれども、117自治会に120名を配置しているところでございます。2名配置している自治会については、新規採用職員のサポートという役割を担っております。

また、町内を21のグループに分けておりまして、そこに班長を配置しているという体制でございます。

2番（森田重義君）

ありがとうございます。117の自治会に120名の配置ということで、しかもそれを21のグループに分けていらっしゃるということで、1つお伺いしたいんですけども、先ほど私は金銭的なもの、人道的なもの、事務的なものというこの3つの支援が必要じゃなかろうかと申し上げさせていただいたんですけども、この職員に関しては、各自治会やっぱりお困り事というのは千差万別というのも認識の上でなんですけれども、それに対してのアンケート調査を踏まえた上で、この職員にどういう支援をするべきかというような指導法とかというのは取ってらっしゃるんでしょうか。

地域担当職員が今現在117の自治会に120名いらっしゃる中で、各自治会お困り事は千差万別ということではあるんですけども、スマイル補助金等は金銭的な補助、先ほど町長のご答弁の中には事務手続きを職員が担ってらっしゃるということはお聞きしたんですけども、各自治会が本当にどのお困り事があるのかというアンケート調査等で、事前に執行部のほうは把握されているのかをお尋ねいたします。

町長（石畑博君）

担当職員の中にもその出身の職員もいたりすると、そこはそこで済んでいきますけれども、全然もう自分のエリア外の職員もおったりしますので、そういった中での色々な疑義があった分については、さっき申し上げました、例えば、宮田地区・登尾地区、地区割に班がございまして、統一した見解であろうということのそういった打合せ等もしているところであります。

そういった中でのこのやり方でもございまして、アンケートという部分で改めて取ったことはありません。

2番（森田重義君）

今アンケート調査をご質問させていただいたのは、この担当職員の処遇的なものも後ほどご回答いただきたいんですけども、担当職員への負担というものも考えつつで今ご質問させていただきました。

今町長がおっしゃるとおり、自分が住んでいる自治会というものに属していればそのまま自治会員としてのお役目は重々理解できると思うんですけども、そのほかの職員がその地区に派遣された時に、どういうものに支援をすればいいのかというのは、あらかじめ先ほど木佐貫議員のほうからも農地の問題でアンケート調査というものがございましたが、そういうものを把握したうえで、職員にも負担なく配

置が取れる体制というものが必要ではなかろうかというご質問でした。

では、その地域担当職員への処遇・手当等は今現在発生しているのかをお尋ねいたします。

町長（石畑博君）

担当職員はそれぞれ職員は全てがどっかに張り付いております。

そういった中で、毎年自治会長さんがほぼ半数以上かわりますので、それぞれの担当の自治会に必ず挨拶に伺うか、電話等でもコンタクトを取って、その地域自治会長さんとの面談をしてくれと、するようにということは指示がしてあります。

その中で前年に行ったスマイル補助事業とか、それからまた公民館施設等の整備とか、そういった部分が一番多いわけですので、ほぼほぼスマイル事業の精算事務を年度末に行うわけですけれども、事前の段階でそういった指導はしておりますので、段々この定着をしてきてるのかなというふうに思っております。

ただ、地域担当職員の業務としては勤務時間内の業務として公務として位置づけておりますので、それに手当てを発生してるということはありません。

2番（森田重義君）

今、手当ては発生してないということで、業務時間内での事務处理的なものはそれで構わないかと思うんですけども、実際自治会で活動をされているのは休日・土日に活動が、昨年まではコロナ禍でなかなか地域行事というものが進んでおりませんでしたけども、今後を見据えてのお話をさせていただきますと、どうしても休日に活動しないといけないものも発生するかと思うんですけども、さきに言われましたとおり、その職員がその自治会に会員としておられる方に対しましては無償でもよろしいかと思うんですけども、活動支援というところで、もしその担当職員が加勢をする場合には、時間外手当てとかそういうものが発生し得るのじゃなかろうかと思ひましてご質問なんですけども、それにつきましては町長いかがお考えでしょうか。

町長（石畑博君）

職員もですね若い職員は研修の一環という意味で土日でも出ることもありますけれども、ほぼほぼ事務所の中でできる作業がいいと思います。

今自治会長さんは領収書・写真を撮るなかでそれで事は済んでいってると思います。

それがやっぱり公務としての超過勤務に値するかという、私としてはもう職員が地域を知るための研修という位置づけでありますので、それについては今のところ想定はしていないところです。

2番（森田重義君）

今、地域を知るための研修ということで私も認識をさせていただきますけども、再三叫ばれております人手不足という中では、やはりそれに携わる方というものの支援も必要にはなってこようと私は十分思っております。

職員だからといってそういうものは研修で済ますというものは、今後の職員の活力をそぐかねないものかと思っておりますので、なぜこの2問目で地域への関わりを強化することで活性化に繋がっているかというご質問は、その職員がその地域に

関わって地域が活性化しているのか。

今ご答弁いただいている中では、事務処理的なものは職員がやっただけなので助かるということなんですけども、今現在やっぱり先ほど言われているのは役員不足と、もし地域のコミュニティー活動を進める中で、どうしても人手がいる場面が増えてくる中でのこの職員配置が、今現在本当に活性化に繋がると思われているのかを再度お聞きいたします。

町長（石畑博君）

あくまでも自治会への活動の支援ですので、自治会の活動についてはやっぱり自治会が基本的にはすべきであって、例えば、資料の印刷とか、例えば、体育館のイスの貸出しとか、そういった部分の支援はしていきますけれども、全てを町職員が担当職員として丸抱えですというのはこれは不可能だと思いますので、地域の活性化を側面的に支援するという立場であるという認識でございます。

2番（森田重義君）

実際、私も自治会は独自で運営ができることが持続的なものに繋がるというものも認識しております。

先ほど避難所の津崎委員からのお話も出ておりましたけれども、私は考え方としては、やはり自助・共助・公助、まずは自分たちで自分たちの地域自治会は見つめ直して考えて行政のほうに協力を求めるものが正当な道ではなかろうかと思ってるんですけども、今現在のお困り事はまたそれを超えたものになってきつつあるというところでご質問させていただいております。

では、次の③項目の回答をお願いします。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

15 : 03
～
15 : 10

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、森田議員の第1問第③項「自治会の再編の考えはあるのか伺う」とのご質問でございます。

自治会の再編につきましては、これまでの歴史、伝統、資産、自治会の規模・範囲などが複雑に絡み合っていることから、行政からの働きかけではなく、まずは地域の意思を最優先したいと考えております。

自治会から再編に関する支援要望があれば、各課連携をとりながら、対応していくこととしております。

また、117自治会の中には高齢化により世帯数が減少し、10戸未満の自治会もありますが、地域の要望に応じた支援を展開し、その機能が維持できるよう図っていきたくて考えております。

2番（森田重義君）

今ご答弁で、地域の意思に沿った支援というものを今現在も考えていらっしゃるということで、先ほどPTAのお話も出ましたけども、数年前、私もPTA会長をしているとき、小学校がまだ統合前のとき、小規模校と言われるところのPTA活動と中規模校の神山小学校の、商工会のとき研究発表を私させてもらったんですけども、そのとき感じたことは先ほども申し上げましたけども、小っちゃいからといって活動が出来ないかといったら逆に活動が活発な面も持っています。

佐多地区においては今度は小中一貫校もございまして、どのようにそれに携わる行政が導いていくのかというものが一番大切なことではなかろうかと思っております。

先程来申し上げておるとおり、この自治会におきましては、再編というものは非常に難しい問題だと私も痛感しております。

何度考えてもなかなかこれを纏める、分散する、広域にする、それを考えた時には、そこの地域がやはり衰退というものが先ほどちょっと例に挙げましたけども、小学校のことに关しましても、やはり小学校が無くなっただけでその地域の方々の活力というものがやはり薄まったと私はその当時考えておりました。

それを補うためにはやはり地域に子どもたちがやっぱり意識を向けられるようにということで、その当時のPTAの中では副会長に各地域の方々を全員入れて、学校は1つになったけども、やはり地域は別々で協力をしながら活動をしないといけないというものをモットーに頑張らさせていただいたところでした。

小学校が佐多・根占5校ずつでしたけども、今回は自治会が117ある中で、それをどう導いていけばいいのかというものは非常に難しいとは思っておりますが、先程来から申し上げさせていただいております地域支援職員の処遇ですね、そちらにつきましては、やはり財源的なものも考えるところかと町長も思っておりますと思うんですけども、一つ提言なんですけども、先日のこのヒアリングの時に地域がお困り事は南大隅町のふるさと納税というもので以前一般質問させていただきましたが、町外にいらっしゃる根占・佐多の出身の方々、必ずその自治会の出身の方がいらっしゃると思うんですけども、その方々にピンポイントで、今この自治会はこういうお困り事があるんだ、そういうものを発信できながらも、集落支援ふるさと納税というようなもので財源確保も取り組めるのではなかろうかと私は思っておりますが、もう一つは、昨今から自治会長の担い手がいらっしゃらないということで、1月に所管事務調査で県庁のほうに企画課の担当の方と行かせていただいた中で、総務省の集落支援員制度というものを活用というのもございましたが、こちらのほうも内容を聞く限り、県内でも数カ所取組みはございますが、やはり高齢者の見守りサービスぐらいしか今出来てない状態だということをお伺いはしてありますが、補助金制度でありましたがこちらは特別交付税の措置に当たるものではありませんけども、もし、その集落で成り手がいないという方がいらっしゃったら、年度任採用的なこの集落支援員というものはなっておりますので、集落支援員に1人当たりの上限額は専任で4百45万円、もし、自治会長等の兼任をされる場合には40万円という補助金措置額というものになってございますので、もし、そちらのほ

う等をお考えでいければ、また自治会への持続的な歩みというものは出来るかとは思いますが、そちらを踏まえた上で今の町長のご感想をご答弁いただければと思います。

町長（石畑博君）

集落支援員については、業務も今おっしゃったとおりなんですけども、うちの町でそこまでするかという、今の地域担当職員の業務である程度クリア出来てるといことも考えております。

職員がやっぱり地域を知らないことには、例えば、火災発生がありましたと。横別府の曲迫でありましたという時に、曲迫を知らない職員が多いわけですね。

そうじゃなくて担当職員もずっと地域を知ることが大事であって、その地域に入って行って地域の実情を知ることがまたそれぞれの課の政策にも繋がっていきますので、ただ単に支援だけじゃなくて、職員研修という意味では、職員がそういった立場でやっぱり地域を知っていくべきかというふうに思います。

これから先はそういったのがどんどんこの重要なことになっていくと思いますので、今現状では支援員の条件等についてはある程度は掌握をしておりますけれども、地域担当職員がちょうど今職員数が121に、自治会が117ときっかり埋まっておりますので、当面はこの地域担当職員の業務を拡充していきつつ今デジタル化にもなっておりますので、大分この簡略された形で出来ているところであります。

ですので、考え方としてはそういった考えでいるところでございます。

2番（森田重義君）

すみません、今のご答弁でちょっと矛盾的なものも感じてはしまったんですけども、地域を知るための研修という形になれば、先程来の職員の今の体制というのは、申請時の事務的なものに限って平日にされているということにご答弁いただいておりますので、地域を知る上には、やはり一緒に活動等も踏まえた上で、場所だけを理解するだけではその土地柄というものはなかなか理解出来ないものかと思っておりますので、私が今回この自治会の問題につきましての質問は、先程来から言うとおりに、少ない人数でもその自治会が幸せに暮らせる活動を推進するお手伝いをするのが行政の役目だと思っておりますので、事務的な支援だけでなく、金銭面的な支援だけでなく、やはりそこの関わり合い、町長がおっしゃるとおり、その地域の意思をその職員も一緒に踏まえたうえで取り組めるように。

その為にはその職員のスキルアップもですけども、やはり再三言うとおりに、時間外になってくるとそういう支援の今度は職員の手当てというものは実際必要になってきますので、そういうもので財源確保で先ほど言いました集落支援、ふるさと納税、もしくは集落支援員を導入という形で財源確保に当たるのも視野に入れていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、すみません、次をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、森田議員の第2問「地域自治会の活性化にも連動する消防団について」の第①項「地域防災能力は充実していると思われるか伺う」とのご質問でございます。

消防団員数は全国的に減少傾向にあり、本町におきましても300人の定数に対し、3月1日現在で212人となっているところでございます。

さらに、昼間は仕事の関係から町内に在中している団員が少なく、限られた中で地域の防災活動にご尽力いただいております。そのような中、火災予防週間に合わせた消防署との合同訓練や、分団ごとに多様な災害・火災等を想定した訓練を計画、実施し、技能向上に取り組んでいるところでございます。

また、各自治会に自主防災組織があり、消防署との訓練等も実施されており、まず地域は自ら守るといった「自助・共助」の防災意識は図られてきているものと考えております。

2番（森田重義君）

今300名の定数のうち消防団員本町は212名ということで、各分団の内規定数と今現在の数値は私も把握させていただいておりますが、どこの分団も内規定数の半分しか実際いない状況です。

今、自主防災組織のお話も今町長からしていただきましたが、自主防災組織も高齢化に伴うもので、火の元の安全確認、そういうものはできると思うんですけども、昨年11月に防災フェアをふれあいドーム前の駐車場で町二自治会・町一自治会、自主防災組織のこの2自治会と南部消防署と神山分団と行った際、消火器の取扱いの訓練もさせもいただくんですけども、なかなか高齢になってくると消火器自体が今度は重たいとそういう状況下でもあります。

今回この2問目で私が地域防災能力が充実しているのかということの中で消防団員数が半減している中、昨年12月に一般質問でも団員の増強をされないのかというお話もさせていただきましたが、先ほどの自治会と同様、増やす方向は今後も取組みつつも、今現在いる人材でこの能力を兼ねられるのかということ、先日の佐多地区での防災能力向上訓練そちらを町長見ていらっしゃったと思うんですけども、消防団の活動が今現在、能力が高まっているのかご感想をいただければと思います。

町長（石畑博君）

先日の佐多の防災訓練、総合防災訓練に匹敵するような訓練でございましたけれども、それぞれの団員の方々が日曜日忙しいにも関わらず、こうして参加されたことにまずは感謝したいと思っております。

ただ、今団員数として212名ということでございますけれども、なかなか加入していただけないのが現状でありまして、これはどこの分団においても大きな課題でありまして、もうこれ以上減ると1編成が出来ないという状況にもあります。

分団長さんにも話を聞きますと、あんまり厳しいこと言うと、もう連鎖反応でまた退団が出てくっでなかなか難っかしというのがこれ実情でございます。

先般の訓練等に総合訓練については多くの方も参加していただきまして、また新たな通信訓練とか、そしてまた、連携した分団を繋いだ送水・放水訓練、そしてまた、B&G財団からの防災資機材を提供されました分の実演演習ということもしましたけれども、非常にこの充実した中身であって、これを今後いかしていくべきかなということでもありますので、現実的な話として内容としては非常に成功だったというふうに認識しております。

2番（森田重義君）

今、町長のほうからのご感想をいただきましたけども、私も訓練内容としては、充実して良い訓練をさせていただいたのじゃなかろうかと思っております。

中身につきましてだったんですけども、消火活動で神山分団から宮田分団、滑川分団、登尾・城内分団への中継放水訓練ということをしていただいていたようです。

本来、私も副分団長という立場で現地に行って指揮を取るつもりではいたんですけども、実際の今現在の消防団員の能力というものを知りたくて、配置図をもとに想定を私ども幹部のほうでは作っておりました。

機関員だけには一応こういう形になろうというものには伝えてはいたんですけども、神山分団だけではなく宮田・滑川、その先までの団員が、やはりこのコロナ禍2年で訓練がなかなか出来ていなかったというものが裏目に出まして、筒先要員、水を放水するときの筒先というものを持つ消防団員なんですけども、その方が補助員等も飛ばされたというものを聞きした時に、私が想定していた以上の不具合を操作をしていたというものを、根占で待機をしながらでしたけども、その時は消火栓点検をこちらのほうでさせていただいたんですけども、そういうミスがやはり出ているということは、私どもはやはり指揮を取るなかで団員の命も守らないといけないというものを痛感しておりましたので、今現在がそういう状況であります。

その中で、私が今回②項目であげております、消防団員数と消防団の編成、資機材の装備が適正に行われているかというものを挙げさせていただいてるんですけども、そちらにつきまして、すみません、次で。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、森田議員の第2問第②項「消防団員数、分団編成、資機材装備は適正と思われるか伺うとのご質問でございますが、消防団員数は先ほど申し上げたとおりで佐多地区におきましては、分団員数の減少に伴い中央・馬籠分団、大泊・島泊分団、郡・竹之浦分団が、それぞれ合併し活動をしていただいております。

今後も、各分団の意向をお聞きしながら計画的な消防車両の更新や、無線機、消防ホースなどの消防資機材の整備等を行い、消防力の充実強化を図っていく考えです。

消防団員の存在は、地域活性化や町民の安心安全にもつながると考えておりますので、今後も消防団幹部会等において団員の勧誘をお願いしてまいりたいと考えております。

2番（森田重義君）

消防団員数は先ほどの212名ということと、消防団編成につきましては、佐多地区におきましては、もう合併編成という形を取っているのが現状です。

根占地区におきましても、登尾分団が少数ということで、以前町長のほうからも特別分団ということで、OBの方々も踏まえた組織編成をというお話も聞いております。

こちらの消防団におきましても自治会同様、やはりその地区になくってはならないものということで私も認識はしているんですけども、でも、いざ火災というものが

発生した時には、前回町長からのご回答いただいたとおり、近隣の分団等、招集をかけて対応に当たるといことはおっしゃっていただいておりますが、今危惧しているのは、その消防団員の今の能力が低下している、高齢化でなかなか動けないというのが実情であります。

神山分団におきましても私が次の分団長になる運びにはなろうかと思うんですけども、やはり、私自身も50を過ぎてくると以前のように消火活動で体を動かすというものが非常に不安に思うのが本音です。

今現在町内でその他火災はございますが、住宅火災が幸いにも起こっていないというのが救いではあるんですけども、もし起こった時に各分団は高齢化率上がっている分団です。

今現在の消防団の維持というのは、ただ単に人がおらんで辞めが出来んというのが現状でございます。

若い世代を入れたいんですけども、なかなか入ってくれないというのも言葉には出てきますけども、本町におきましては、30代から40代、女性も含めてですけども、800人からいっちゃるといものを私は把握しているんですけども、なぜ消防団が加入が出来ないか、全国的にも操法大会そういうものが競技会になって、なかなか認知をいただけないというものが一番の発端ではあったんですけども、このコロナ禍を理由にするのは本当に申し訳ないことなんですけども、活動自体が困難になったところで、個人が地域のために活動するという意識がどんどん薄れてきたのがこの3年間だったのではなかろうかと思っております。

すみません、長くなりましたが、一応その策といたしましてのこれはご提言なんですけども、イメージアップを図りたいというのも消防団の狙いでもありまして、入っていただきたい30代・40代はもちろんなんですけども、小・中・高、この小中高生に各分団のイメージのロゴとかそういうものを作成していただいて、消防団の必要性、消防団の活動がどういうものかという認識を、2階の総務課入り口にも習字の消火活動はございますけども、本町に消防団がどういう役目を果たすのかということで、教育の一環からもこれはぜひ取り組みをしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほどの資機材についてなんですけども、今現在の編成と併せまして、内規定数の今現在半分しかいないという中で、この内規定数の見直しというものは今現在お考えじゃないのかお教えいただきたいと思っております。

(町長「300名の」との声あり。)

300名もですけども、各分団の内規定数がございますけども、その定数を。

町長（石畑博君）

まず最初に、団員数が減ってることは本当に喫緊の課題でございます。

各分団長のお集まりのときも「団員が減ってもうばったいいかん」というお話も聞きますので、やはり、他市町におきましても団員を加入している人については、ある程度公的な部分の優先度等も加味されておりますので、例えばの話ですけれども、例えば、消防団に入ってる方は、町営住宅の入居は優先入居とかそういったのもございますので、そういった部分にももう今後この手を携えていくべきかなということはどういう課題として今解決していかないといけないなというふうに思ってお

ります。

数値につきましては、総務課長に答弁をさせます。

総務課長（熊之細等君）

内規消防団員の内規分団ごとの内規の見直しということかと思えますけれども、内規につきましては、それぞれの分団で212名に分団割り振ってございます。

その中でも先ほどから議員もおっしゃいますとおり、半分以下、定数の半分以下になってる分団もございますが、見直しにつきましては、幹部会等で今後検討をしていきたいというふうに思います。

2番（森田重義君）

町長のほうから消防団の優先的な待遇をとということをおっしゃっていただいたんですけども、なぜこの定数を言うかと申しますと、実情のこの人員の減少というものも踏まえてなんですけども、今現在の消防団の基本給与、活動手当ですね。そちらの引上げも同様に見れないのかというのが一つです。

昨年国の政策の見直しで引上げにはなっておりますけども、実際その引上げになったからといって増員にどこの全国見ても繋がっていないということで、すみません、うろ覚えかもしれませんが、千葉県の入間市におきましては準公務員ということで、消防団の処遇というものが扱いになっているので、月額12万円に消防団員手当を引上げをとというのが議会で発議されて決定までいっているようです。

再三申し上げるとおり、これに対しましては財源がやはり必要になってきますので、私は内規定数の削減というのは、今現在の内規定数に合わせた多分町のほうも予算計上、もしくは今の実質の団員数にプラス数名程度を加算された試算をされているかと思うんですけども、先程来から申し上げますとおり、自治会も自助を考えるのと同時に、消防団の自助、自分たちで自分たちの能力を向上しながらも、やはり、それに見合える人材になる為には予算の観点からも定数を減らした上で、その分を従事される消防団員の基本年俸に引上げというものが望まれるのではないかと思うんですけども、突然ではございますが、町長いかが思われますでしょうか。いや、数字はいらないです。

町長（石畑博君）

今、消防団員の方々の報酬については、近隣市町との調整を図って同一化されているところであります。

一方私どもの町においては、もう特に遠いところからしますと、辺塚分団等については、もう本当に火災が発生した際に団員の方々がいないという部分になりますと大変なことになるかと思っております。

じゃあそれで団員の確保が団員年俸を上げたことで入ってくれるのか、それもちょっと分からないところです。

団員の活動をやはり支援して行って地域の方々から頼られる消防団、やはりこの消防団が年末等も警戒で周りますと、やっぱり安心するという声は年寄りの方からは聞いておりますので、本町においては消火活動・防火活動のみでなくて活動の中身としては、地域の治安・維持、そこにもやはりこの活動をしていただいていることは、これは事実であります。

そういった意味からも、団員の募集も含めた形で、消防団員の処遇については、

改善の時期、もう改革等の時期には来ているということは私も重々承知はいたしておりますので、また、消防団幹部会等において、そういったお話も議題として出していただいて、今後の対策・対応策としての色んなこの妙案があればそれをお聞かせいただいて、必要な分については予算措置していくべきかというふうに考えます。

2番（森田重義君）

今、町長からのご答弁のほうで、実際今の現状をやはり把握することが、本日の一般質問をした議員も共通ではあるんですけども、我々議会と執行部、この場で議論したことを共通理解をしながら前に進まないといけないと思っておりますので、あえて今回は自治会と消防団でお話はしましたが、どの分野におかれましても、やはり人材不足と今後の持続可能に不安を感じているというのが町民から切にお話がきている状況です。

来年度令和5年度は法改正等も多々発生してくる中でございますので、私が当初町長が安全運転で、今回左右確認を始められたということで、今回の質問におきましては、前方確認に私は当たってると思います。

町長にはぜひ左右確認をしながらも、後方確認も必要ではございますがバックだけはせずに前を、障害物が来年度は多数色んなせい約が出てくるものがあるかと思えます。

それを乗り切るためにも前進するためにも今の現状を十分把握されて、職員の研修も大事ではございますが、職員の育成・生活を守るのも町長の役目でございます。

ましてや消防団彼らが、町長がおっしゃるとおり、地域の担い手になるために農業の営農者が増えることが一番消防団にも入りやすくなっていただけるものかと思っておりますので、今後の政策がスムーズに進められるよう、今の本日一般質問した各議員の意見等も十分ご参考にさせていただいて、町長が知恵を絞ってこの町を盛り上げていきたいという想いは私も同感でございますので、今後とも頑張っていたきたいと思えます。

では最後に、町長から一言いただいて私の質問は終わらせていただきます。

町長（石畑博君）

ありがとうございます。町全体の課題として色んな課題も山積している中で、日々色んなこの情報も入ってまいります。

そういった中では、やはり課題解決の優先度もきれいに分けて、すぐしないといけない事はすぐしてあげて、そしてまた、年次的にする業務色んなのがございます。

そういった中では、町政を預かる者として大きな71億という予算をお預かりして運用をしてまいりますので、町民の皆さん方にいつも言っております、皆さんが喜んでいただける、そして納得していただけるような予算の使い方、こういった流れをきっちり議会の皆さん方にもご説明申し上げて、ご理解いただいた上で今後の町政面には努めてまいりたいというふうに思えます。

引き続き、議員各位のご支援につきましては、よろしくお願い申し上げまして私の答弁といたします。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

次は、3月22日、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 ： 令和5年 3月16日 午後 3時44分